

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 職員懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正 (人事課) 5

### —— 規 則 ——

- 亀岡市広告掲載規則 (夢ビジョン推進課) 6
- 亀岡市副市長事務担任規則の一部改正 (夢ビジョン推進課) 9
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 9
- 亀岡市墓地等の経営の許可等に関する規則 (環境政策課) 14
- 職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正 (人事課) 18
- 亀岡市児童手当事務処理規則 (こども福祉課) 19
- 亀岡市職員に対する児童手当の支給に関する事務取扱規則 (人事課) 19

### —— 告 示 ——

- 亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱 (安全安心まちづくり課) 20
- 亀岡市広報紙等掲載要綱及び亀岡市指定ごみ袋広告掲載要綱の廃止 (夢ビジョン推進課) 25
- ふるさと雇用緊急支援助成金交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 25

- 亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課) 25
- 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課) 26
- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 27
- 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 28
- 亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の一部改正 (高齢福祉課) 29
- 騒音に係る環境基準の類型指定 (環境政策課) 31
- 騒音規制法に基づく地域の指定 (環境政策課) 31
- 指定された地域における騒音の規制基準 (環境政策課) 32
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定 (環境政策課) 33
- 騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分を定めた告示 (環境政策課) 33

○振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準 (環境政策課) 34	○亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正 (健康増進課) 59
○振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定 (環境政策課) 35	○亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱 (障害福祉課) 61
○振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分 (環境政策課) 36	○亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱 (障害福祉課) 69
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 (環境政策課) 36	○亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱 (水道課) 72
○京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音に係る規制基準の設定 (環境政策課) 38	○亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱 (水道課) 80
○京都府環境を守り育てる条例に基づく振動に係る規制基準の設定 (環境政策課) 39	○亀岡市家庭用品品質表示法に基づく事務処理要綱 (市民課) 84
○京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声機の使用の制限に係る音量 (環境政策課) 41	○亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱 (市民課) 89
○京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等の騒音に係る区域及び基準の設定 (環境政策課) 42	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 94
○平成24年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 44	○住民基本台帳の職権消除 (市民課) 94
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 50	○住民基本台帳の職権消除 (市民課) 94
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 51	○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 95
○粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課) 53	○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 95
○固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべての登録 (税務課) 58	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 96
○亀岡市自転車等駐車場の使用料及び手数料に係る徴収及び収納の事務の委託 (土木管理課) 58	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 97
○徴収事務の委託 (環境政策課) 59	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 97
	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 97
	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 98
	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 98
	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 98

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 99	○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 109
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 99	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 110
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 99	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 113
○亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、 免除及び徴収猶予に関する取扱要綱 (保険医療課) 102	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 113
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 113
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 114
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106	○公示送達 (税務課) 115
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 118
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	—— 訓 令 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	○亀岡市工事請負業者選定事務処理要領 の一部改正 (契約検査課) 118
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	—— 公 告 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 119
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 108	○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 122

<p>—— 任免及び辞令 ——</p> <p><b>監査委員欄</b></p> <p>—— 公 表 ——</p> <p>○平成24年度随時監査 127</p> <p>○平成23年度定期監査結果に対する措置状況 128</p> <p><b>教育委員会欄</b></p> <p>—— 任免及び辞令 ——</p> <p><b>選挙管理委員会欄</b></p> <p>—— 告 示 ——</p> <p>○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数 131</p> <p>○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名 132</p> <p>○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所 132</p> <p>○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の投票用紙の様式 133</p> <p>○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名 134</p> <p>○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名 134</p> <p><b>公平委員会欄</b></p> <p>—— 規 則 ——</p> <p>○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 135</p> <p>—— 告 示 ——</p> <p>○職員団体の登録 136</p> <p>○職員団体の登録 136</p> <p>○職員団体の登録 136</p>	<p><b>上下水道部欄</b></p> <p>—— 告 示 ——</p> <p>○亀岡市上下水道部広告掲載要綱の一部改正 137</p> <p>○料金収納事務の委託 137</p> <p>○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 138</p> <p>—— 公 告 ——</p> <p>○平成24年度賦課対象区域 139</p> <p><b>市立病院欄</b></p> <p>—— 規 程 ——</p> <p>○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正 140</p> <p>—— 告 示 ——</p> <p>○使用料及び手数料の収納事務の委託 141</p>
---	---

## 公布された条例のあらまし

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 公益法人制度改革に伴い、公益財団法人への移行認定により名称等に変更が生じた法人等について改正することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第20号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人 亀岡市環境事業公社（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市環境事業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (2) 財団法人 亀岡市福祉事業団（昭和58年1月25日に財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）
- (3) 公益財団法人 亀岡市都市緑花協会（平成23年9月1日に公益財団法人亀岡市都市緑花協会という名称で設立された法人をいう。）
- (4) 公益財団法人 亀岡市体育協会（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。）
- (5) 公益財団法人 生涯学習かめおか財団（平成24年4月1日に公益財団法人生涯学習かめおか財団という名称で設立された

法人をいう。)

- (6) 財団法人 亀岡市農業公社（平成9年12月10日に財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (7) 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
- (8) 上桂川用水土地改良区連合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 規 則

亀岡市広告掲載規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第18号

亀岡市広告掲載規則

(目的)

第1条 この規則は、市の資産を広告媒体として活用することにより新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、有料で広告を掲載することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載する媒体)

第2条 この規則において広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する広報物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他市の資産で広告の掲載が可能であると市長が認めるもの

2 この規則において「広告掲載」とは、広告媒体に企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 政治性及び宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 求人広告に関するもの
- (9) 代表者等（法人にあつては、非常勤を含む役員等及び経営に事実上参加している者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団に属し、又はそれらの利益となる行動を行うものであるものが、掲載しようとするもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告の範囲に関する基準は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告掲載の規格等）

第4条 広告掲載の規格、期間、募集方法及び掲載料等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告掲載の承諾）

第5条 広告掲載をしようとする者（以下「広告申込者」という。）は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、第3条第2項の規定に定める広告掲載の基準により承諾の可否を決定し、広告申込者にその旨を通知しなければならない。

3 市長は、前項の承諾を行うにあたり、広告の内容、デザイン及び形状等（以下「広告仕様」という。）の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

（広告掲載料の納付及び経費の負担）

第6条 広告掲載料は、前条第2項により決定のあった日から掲載を開始する日までの間に、その全額を納入しなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、指定する期日までに納入するものとする。

2 広告の版下原稿等の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の不還付）

第7条 既に納入した広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すべき理由によらないで広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（広告主の責務）

第8条 広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、広告掲載する広告に関する知的財産権等の権利義務の処理を完了していなければならない。

3 広告主は、広告仕様が第三者の権利を侵害するものであってはならない。

4 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

5 広告主は、承諾を受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載の協議及び指示）

第9条 広告主は、承諾を受けた広告掲載について、その方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

（広告の取り止め）

第10条 広告主は、自己の都合により承諾を受けた広告掲載を取り止めることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り止めると

きは、広告主は、あらかじめ指定された期日までに書面により市長に申し出なければならない。

(広告仕様の変更)

第11条 市長は、広告掲載した広告仕様が第3条に規定する広告の範囲、第4条に規定する広告媒体ごとに定める規格又は第5条第3項に規定する指示若しくは条件に違反していると判断したときは、広告主に対して広告仕様の変更を指示することができる。

(広告掲載の取消し等)

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) この規則又は第4条の規定により広告媒体ごとに定める規定に反したとき。
- (2) 前条に規定する広告仕様の変更の求めに従わないとき。
- (3) その他広告掲載が不適切であると市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により中止又は取消しをしたときは、可能な範囲で直ちに広告の撤去、回収若しくは訂正（以下「撤去等」という。）を行うものとし、当該撤去等に係る費用は、広告主の負担とする。

(広告取扱業者を通じての広告募集)

第13条 市長は、この規則に定める広告申込者の要件、掲載できる広告の範囲に関する基準その他必要な条件を付け、広告取扱業者を通じて掲載する広告を募集することができる。

(亀岡市広告審査本部)

第14条 第3条に定める広告の範囲の審議並びに第5条第2項に定める承諾の可否を決定する審査を行うため、亀岡市広告審査本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 第3条に規定する広告の範囲に関するこ

と。

- (2) 第5条第2項に規定する事項のうち、より広範な判断、審査をする必要がある事項に関すること。
- (3) その他広告掲載に関し市長が必要と認める事項に関すること。

3 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、部長会議（亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）に定める部長会議をいう。）の構成員を委員として組織する。

4 本部に本部長を置き、所管副市長の職にある者をもってこれに充てる。

5 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

6 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定した委員がその職務を代理する。

(本部会議)

第15条 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 本部会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第16条 本部会議の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において処理する。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に広告掲載の承諾を受けている広告主は、この規則の施行の日  
にこの規則により広告掲載の承諾を受けたもの  
とみなす。

「揭示済」

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第19号

亀岡市副市長事務担任規則の一部  
を改正する規則

亀岡市副市長事務担任規則（昭和38年亀岡  
市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資産活用プロジェクト、企画管理  
部、生涯学習部、環境市民部、健康福祉部」を  
「政策推進室、企画管理部、産業観光部、まち  
づくり推進部」に、「総務部、まちづくり推進  
部、経済部」を「生涯学習部、総務部、環境市  
民部、健康福祉部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第20号

亀岡市国民健康保険条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53  
年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改  
正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項中「よごし」を「汚し」に改  
め、同条第2項中「よごした場合」を「汚した  
場合」に改め、同条第3項中「一に」を「い  
ずれかに」に改める。

第13条を次のように改める。

（被保険者証の更新又は検認）

第13条 市長は、被保険者証を2年に1回更  
新する。

2 市長は、必要があると認めるときは、被保  
険者証の検認をすることができるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1  
項の規定により更新する期間を短縮すること  
ができる。

第16条第1項を次のように改める。

被保険者が国民健康保険法施行規則（昭和  
33年厚生省令第53号。以下「規則」とい  
う。）第26条の3第1項、第27条の14  
の2及び第27条の14の4第1項の規定に  
よる認定を受けようとする場合は、被保険者  
の属する世帯の世帯主は、別記第9号様式に

よる申請書を提出しなければならない。

第17条中「証ひょう書類」を「証拠書類」に改める。

第23条中「申請者あて」を「申請者宛」に改める。

別記第1号様式中「お届けします」を「届け出ます」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 削除

別記第3号様式中「き損」を「毀損」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第4号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第13号様式及び別記第13号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。

第14号様式（第19条関係）

※ この欄には、記入しないでください。

整理番号		決裁 処 理	1支給する	円
資格確認	取得 喪失		2支給しない	(理由)
摘要				

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

被保険者証 記号・番号		出産をした被保険 者(母親)の氏名、 生年月日	年 月 日生	世帯主 との 続柄
世帯主氏名				
申請金額				
出産年月日	年 月 日			
出生児の氏名等		男・ 女	世帯主との 続柄	
生産・死産の別	生産・死産		出産月数	ヵ月
出産した病院、 診療所、助産所 の名称、所在地	名 称			
	所 在 地			
上記のとおり申請します。				
年 月 日				
世帯主 住所.....				
氏名..... ㊟				
(宛先) 亀岡市長				
振込先金融機関	(フリガナ) 口座名義	預金種別及び口座番号		
		普通 当座		

注) 双生児の場合は別個に2部作成してください。

第15号様式（第20条関係）

※ この欄には、記入しないでください。

整理番号		決裁処理	1支給する	円
資格確認	取得 喪失		2支給しない	(理由)
摘要				

国民健康保険葬祭費支給申請書

被保険者証 記号・番号		死亡をした 被保険者 氏名、生年月日	男・女 日生	世帯主 の 続柄
世帯主住所				
世帯主氏名				
死亡した年月日	年 月 日			
葬祭を行った年月日	年 月 日			
上記のとおり申請します。 年 月 日 葬祭を行った者 住所..... 氏名..... (宛先) 亀岡市長				
委任の欄	この欄は給付金の受領を人に頼むときだけ記入してください。	上記葬祭費の受領を 年 月 日 葬祭を行った者 に委任します。 ④		
振込先金融機関	(フリガナ) 口座名義	預金種別及び口座番号		
		普通 当座		

別記第15号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第23条関係）

国民健康保険保険給付金支給決定通知書

申請者 住所

氏名

を下記のとおり支給決定しましたので通知します。

項目	支給決定金額	摘要

上記金額を指定口座に振込の手続きをしましたので通知します。

振込日	
振込先	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（亀岡市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第17号様式中「手続き」を「手続」に改める。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第24条関係）

第三者の行為による被害届

被 保 険 者	保 険 者 番 号	一般国保・退職国保（本人・扶養）									
	被保険者証の記号・番号	公費番号									
	氏 名	性 別 男 ・ 女									
	生 年 月 日	電 話 ( ) -									
	事 故 発 生 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分頃									
	事 故 発 生 場 所										
	病 院 名 等	当 初									転医後
保 険 に よ る 診 療	平成 年 月 日 からしている・していない										入院・通院
事 故 の 状 況											
相 手 方 と の 契 約	示談未済・示談成立 年 月 日										
傷 病 者	徒歩・自転車・バイク・単車・乗用車(軽)・トラック(軽)・その他										
相 手 方	自転車・バイク・単車・乗用車(軽)・トラック(軽)・バス・タクシー・その他										

相 手 方	氏 名	親 権 者										
	職 業	年 齢										性 別 男 ・ 女
	住 所	電 話 ( ) -										
	勤 務 先	電 話 ( ) -										
	使 用 者											
交 通 事 故 の 場 合	自賠責保険	会社名 証明書番号										
	任意保険	会社名 証券番号										
	任意担当者	電 話 ( ) -										

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
世帯主  
氏 名

Ⓜ

(宛先) 亀岡市長

別記第22号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市墓地等の経営の許可等に関する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第21号

亀岡市墓地等の経営の許可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の理念)

第2条 墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び持続性が確保されなければならない。

(許可の基準)

第3条 市長は、法第10条第1項の規定による経営の許可の申請があった場合において、

当該申請に係る墓地等の設置が、次の各号の全てに該当すると認めるときでなければ、許可をしないものとする。ただし、周囲の状況その他特別の理由により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 墓地等の経営者が次に掲げる者であること。

ア 地方公共団体

イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定による公益社団法人又は公益財団法人（以下「宗教法人等」という。）

(2) 墓地等の経営者が前号イに掲げる者である場合には、墓地等を経営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められること。

(3) 墓地等が永続的に管理されることが見込まれること。

(4) 墓地等の経営が、営利を目的としたものでないこと。

(5) 墓地等の設置場所が別表第1に定める基準に適合し、かつ、その構造設備が別表第2に定める基準に適合していること。

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可に準用する。

(許可の申請)

第4条 法第10条第1項の規定による経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請理由書

(2) 申請者が宗教法人等である場合は、宗教

法人等が定める規則又は定款並びに意思決定機関の謄本、登記事項証明書及び法務局が作成した代表者の印鑑の証明書

- (3) 墓地等の位置図
- (4) 墓地等の用地及び隣接地の位置関係が明らかになる法務局備付けの地図の写し並びにそれらの登記事項証明書
- (5) 墓地等の用地の実測平面図及び求積図
- (6) 共同墓地にあつては、宗教別墓地区画計画図
- (7) 墓地等の施設の構造設備に関する計画図
- (8) 墓地等の経営に係る資金計画図
- (9) 墓地又は納骨堂にあつては、その需要見込調書
- (10) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (11) 墓地等に隣接する土地（隣接する土地が道路のときは、当該道路を隔てた土地）の所有者及び使用者の承諾書又はこれに類する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(変更の許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更理由書
  - (2) 前条第2項第2号から第11号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(廃止の許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（別記第3号様式）を市長に提出しな

ければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 廃止理由書
  - (2) 第4条第2項第2号から第5号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(許可の条件)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前3条の許可に当たって、条件を付することができる。

（墓地又は納骨堂の許可の時期）

第8条 市長は、墓地又は納骨堂に係る第4条から第6条までの規定による申請があつた場合で改葬を伴うときは、当該改葬が終了したことを確認した後に、法第10条の許可を行うものとする。

（関係行政機関の長に対する意見の聴取）

第9条 市長は、第4条又は第5条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る墓地等の所在地を管轄する関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

（経営者の講じるべき措置）

第10条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (2) 墓石等が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全対策を講じること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修繕を行うこと。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話番号  
 ⑥

墓地・納骨堂・火葬場を下記のとおり経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により申請します。

記

名称	墓地	納骨堂	火葬場
所在地	区域面積 区画数	敷地面積 建物面積 構造 納骨数	敷地面積 建物面積 構造 炉数 使用燃料
施設の種類	墓	納骨堂	火葬場
区域・敷地・構造等	区域面積 区画数	敷地面積 建物面積 構造 納骨数	敷地面積 建物面積 構造 炉数 使用燃料
管理者	住所	氏名	
境界明示の方法			
宗教別墓地区画	有 無		
付近の状況			
申請地			
申請地			
他法令との関係	有	許認可事項	許認可年月日 年 月 日
工事を完了予定年月日			

別表第1(第3条関係)

設置場所の基準
1 鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。 2 病院、学校その他公共的施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。 3 飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。 4 地形上危険な場所でないこと。

別表第2(第3条関係)

区分	構造設備の基準
墓地	(1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 敷地内に、適当な通路を設けること。 (4) 雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。 (5) 墓地の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。 (6) 面積が1万平方メートル以上の墓地にあっては、(1)から(5)までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。 イ 緑地帯及び幹線通路を設けること。 ウ 既設道路からの進入路を確保すること。
納骨堂	(1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には不燃材料を用いること。 (3) 消火及び防火のための設備を設けること。 (4) 換気設備を設けること。 (5) 出入口及び納骨設備は、施設ができる構造であること。 (6) 納骨堂の周囲に相当の空地を確保し、かつ、植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (7) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。
火葬場	(1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 防臭、防塵及び防音について十分な能力を有する火葬炉を設けること。 (4) 収骨及び残灰処理の施設を設けること。 (5) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、給水設備、ごみ処理設備、便所及び駐車場を設けること。



第3号様式 (第6条関係)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話番号  
Ⓜ

墓地・納骨堂・火葬場を下記のとおり廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

名称			
所在地			
施設の種類	墓地	納骨堂	火葬場
区域・敷地・構造等	区域面積 区画数	敷地面積 建物面積 構造 納骨数	敷地面積 建物面積 構造 炉数 使用燃料
経営許可年月日及び番号			
付近の状況等			
代替施設の名稱・所在地			
跡地利用			
廃止予定年月日			

「揭示済」

第2号様式 (第5条関係)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話番号  
Ⓜ

墓地・納骨堂・火葬場を下記のとおり区域変更(施設変更)したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

名称			
所在地			
施設の種類	墓地	納骨堂	火葬場
経営許可年月日及び番号			
	変更前	変更後	
変更内容			
付近の状況			
所有者			
申請地			
他法令との関係	有	許認可事項	許認可年月日
	無		年 月 日
管理者の住所・氏名(拡張)			
変更(工事完了)予定年月日			

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第22号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

公益的法人等

区分	名称
一般社団法人又は一般財団法人	公益財団法人亀岡市環境事業公社（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市環境事業公社という名称で設立された法人をいう。）
	財団法人亀岡市福祉事業団（昭和58年1月25日に財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）
	公益財団法人亀岡市都市緑花協会（平成23年9月1日に公益財団法人亀岡市都市緑花協会という名称で設立された法人をいう。）
	公益財団法人亀岡市体育協会（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。）
	公益財団法人生涯学習かめおか財団（平成24年4月1日に公益財団法人生涯学習かめおか財団という名称で設立された法人をいう。）
	財団法人亀岡市農業公社（平成9年12月10日に財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）
特別の法律により設立された法人	亀岡市土地開発公社
	上桂川用水土地改良区連合
	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市児童手当事務処理規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第23号

亀岡市児童手当事務処理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支払)

第2条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童手当等の支払は、当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(寄附)

第3条 請求者又は受給者からの法第22条の2の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象

として寄附がされるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員に対する児童手当の支給に関する事務取扱規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第24号

亀岡市職員に対する児童手当の支給に関する事務取扱規則

(趣旨)

第1条 亀岡市職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(委任)

第2条 別表の左欄に掲げる職員に係る児童手当に関する次に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる者に委任する。

- (1) 法第7条の規定による認定事務
  - (2) 法第8条の規定による支給事務
  - (3) 法第14条の規定による徴収事務
- (支払日)

第3条 法第8条第4項の規定による児童手当の支払は、当該各支払期月の亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）第6条第2項に規定する給料等の支給日（以下「給料等の支給日」という。）を行うものとする。

2 法第8条第4項ただし書の規定による児童手当の支払は、同項ただし書に規定する事由の生じた月の翌月の給料等の支給日を行うものとする。

（事務処理）

第4条 前条に規定するほか、亀岡市職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いは、亀岡市児童手当事務処理規則（平成24年亀岡市規則第23号）に定める事務処理の例によるものとする。

（報告書の提出）

第5条 第2条の規定により委任を受けた者は、市長が別に定めるところにより、児童手当の支給状況についての報告書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は第2条の規定により委任を受けた者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

亀岡市上下水道部職員	亀岡市上下水道事業管理者
亀岡市立病院職員	亀岡市立病院事業管理者

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第35号

亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）第6条第2項の規定に基づき、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（医師の診断により全治1月以上の療養を要するものに限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 遺族 犯罪行為により死亡した者の遺族

のうち当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有するものをいう。

(4) 被害者 犯罪行為を受けた者のうち当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたものをいう。

(5) 見舞金 次条に規定する遺族見舞金及び傷害見舞金をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、この要綱の定めるところにより、第5条第2項の規定による第1順位の遺族に対し遺族見舞金を、傷害を受けた被害者（傷害を受けた時から引き続き市内に住所を有するものに限る。）に対し傷害見舞金を支給するものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 被害者が死亡した場合でその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金が支給されているときの遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上あるときは、遺族見舞金は、第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数によって等分して支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持してい

た被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の被害者に該当する場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(遺族見舞金の支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする遺族（以下この条において「申請者」という。）は、亀岡市遺族見舞金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者の住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票の記載事項証明書）

(3) 申請者と被害者との続柄に関する戸籍の

謄本その他の証明書

- (4) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給の申請)

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする被害者は、亀岡市傷害見舞金支給申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 傷害を受けた日、療養に要する期間及び傷害の状態を証明する医師の診断書
- (2) 住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票の記載事項証明書）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第9条 前2条の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長が、当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに、亀岡市犯罪被害者等見舞金支給決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者にその旨を通知す

るものとする。

(見舞金の請求)

第11条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、亀岡市犯罪被害者等見舞金請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定の取消し等)

第12条 市長は、見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告等)

第13条 市長は、前条の規定により見舞金の支給決定を取り消すとき、又は見舞金を返還させるときは、その範囲内において報告を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱の施行後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

別記第1号様式（第7条関係）

亀岡市遺族見舞金支給申請書

(宛先) 亀岡市長

フリガナ 氏名 住所 申請者 連絡先（電話番号）  
被害者との続柄

年 月 日

㊞

第2号様式（第8条関係）

亀岡市傷害見舞金支給申請書

(宛先) 亀岡市長

フリガナ 氏名 住所 申請者 連絡先（電話番号）

年 月 日

㊞

次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後	時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
被害者	フリガナ氏名	男・女
	性別	生年月日
犯罪行為が行われた時の住所		
死亡年月日	年 月 日	
被害の発生状況		
当該犯罪行為に係る傷害見舞金の支給有無	有・無	
取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署（年 月 日 第 号）	
他の第一順位遺族	被害者との続柄	住所
備考		

(状況調査に係る同意確認事項)

申請に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏名 ㊞

次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後	時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
被害者	フリガナ氏名	男・女
	性別	生年月日
犯罪行為が行われた時の住所		
被害の発生状況		
負傷した日	<input type="checkbox"/> 犯罪行為が行われた日 <input type="checkbox"/> 左記以外の日	年 月 日
負傷の状況		
取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署（年 月 日 第 号）	
備考		

(状況調査に係る同意確認事項)

申請に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏名 ㊞

第3号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号 日  
様  
亀岡市長 宛  
亀岡市長

亀岡市犯罪被害者等見舞金支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定
- 2 却下理由

支給決定額 円

記

請求金額 円

(犯罪被害者等見舞金の種類 遺族見舞金 傷害見舞金)

第4号様式(第11条関係)

(宛先) 亀岡市長  
申請者氏名 住所  
電話番号

亀岡市犯罪被害者等見舞金請求書

次のとおり、犯罪被害者等見舞金を請求します。

<input type="checkbox"/> 現金払い		銀行・信用金庫 協同組合	
支払方法	金融機関名	本店・支店	
		預金種別	普通・当座・( )
<input type="checkbox"/> 口座振替	ゆうちょ銀行 フリガナ 口座名義人	口座番号	番号
		記号	番号

「揭示済」



亀岡市告示第36号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 亀岡市広報紙等掲載要綱（平成15年亀岡市告示第62号）
- 2 亀岡市指定ごみ袋広告掲載要綱（平成20年亀岡市告示第76号）

「揭示済」

亀岡市告示第37号

ふるさと雇用緊急支援助成金交付要綱（平成22年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第3条第1号中「平成22年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成25年3月31日まで」に改める。

第4条第1項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成24

年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第38号

亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成21年亀岡市告示第145号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第2号中「すべて」を「全て」に改め、同号オ中「財団法人電気安全環境研究所等」を「一般財団法人電気安全環境研究所等」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条中「30,000円」を「20,000円」に、「120,000円」を「80,000円」に改める。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「短期入所生活介護」の次に「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の次に「、複合型サービス」を加える。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式中「介護予防訪問介護」の次に「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「介護予防小規模多機能型居宅介護」の次に「、複合型サービス」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱（昭和47年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「中小企業融資制度」の次に「及び国民生活金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度」を加え、「借入れた場合」を「借り入れた場合」に改める。

別表中

「

経営発展支援融資	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して12月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は230,000円
----------	--------	--------------------	--

」

を

「

経営発展支援融資	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して12月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は230,000円
東日本大震災緊急融資（復興緊急資金）	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円
小規模事業者経営改善資金融資	貸付限度額内（別枠は除く）	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円

」

に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成24年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱  
(昭和41年亀岡市告示第12号)の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「借り入れ」を「借入れ」に改め、  
同条に次の1号を加える。

(9) 東日本大震災緊急融資(復興緊急資金)

第3条中「借り入れ」を「借入れ」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を  
「(宛先) 亀岡市長」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成24  
年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第42号

亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（平成18年亀岡市告示第136号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

事業所等の所在地		(郵便番号 — )				
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	サ   介 地 域 密 着 予 防 型	介護予防認知症対応型通所介護				
		介護予防小規模多機能型居宅介護				
		介護予防認知症対応型共同生活介護				

」

を

「

事業所等の所在地		(郵便番号 - )			
同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
指定を受けようとする事業所の種類	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			付表1
		認知症対応型通所介護			付表2
		小規模多機能型居宅介護			付表3
		認知症対応型共同生活介護			付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護			付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護			付表7
		複合型サービス			付表8
サ 介 地 ー 護 域 ビ 予 密 ス 防 着 型	介護予防認知症対応型通所介護				付表2
	介護予防小規模多機能型居宅介護				付表3
	介護予防認知症対応型共同生活介護				付表4

」

に改め、同様式備考第7号中「すべて」を「全て」に改める。

別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第5号様式の2、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第9号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第43号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

地域の類型	該当地域
A	本市の区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	本市の区域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	本市の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域をいう。

「揭示済」

亀岡市告示第44号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（ただし、工業専用地域を除く。）として定められた区域

「揭示済」

## 亀岡市告示第45号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、亀岡市告示第44号で指定された地域における規制基準を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

区域の区分 時間の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		昼間	午前8時から 午後6時まで	45デシベル	50デシベル
朝・夕	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	40デシベル	45デシベル	55デシベル	60デシベル
夜間	午後10時から 午前6時まで	40デシベル	40デシベル	50デシベル	55デシベル

## 備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域として定められた区域

第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域

第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域として定められた区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあっては昼間及び朝夕に限る。）とする。

「揭示済」



## 亀岡市告示第46号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年／厚生省／建設省／告示第1号）の別表の第1号に規定する区域を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により亀岡市告示第44号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- 2 1に掲げる区域以外の区域であって次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

「揭示済」

## 亀岡市告示第47号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）備考の規定に基づき、区域の区分を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

区域の区分	該当地域
a 区域	本市の区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区域	本市の区域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c 区域	本市の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域をいう。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、当該指定地域について、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 指定地域

本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（ただし、工業専用地域を除く。）として定められた区域

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

備考

1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

(1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域

- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあつては昼間に限る。）とする。

「揭示済」

---

亀岡市告示第49号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表第1号に規定する区域を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、亀岡市告示第48号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

「揭示済」

## 亀岡市告示第50号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の表備考1及び備考2の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 区域の区分

- (1) 第1種区域 亀岡市告示第48号の表備考1（以下「備考1」という。）の(1)として定められた区域
- (2) 第2種区域 備考1の(2)として定められた区域

## 2 時間の区分

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第51号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による悪臭の規制地域及び当該地域における同法第4条第1項の規定による悪臭の規制基準を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 規制地域

本市の区域のうち、市街化区域

## 2 規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号の規制基準

次の表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる各地域ごとの許容限度

悪臭物質の種類	許容限度	
	A地域	B地域
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1	大気中における含有率が100万分の5
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002	大気中における含有率が100万分の0.01
硫化水素	大気中における含有率が100万分の0.02	大気中における含有率が100万分の0.2
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01	大気中における含有率が100万分の0.2
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009	大気中における含有率が100万分の0.1
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005	大気中における含有率が100万分の0.07
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05	大気中における含有率が100万分の0.5
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05	大気中における含有率が100万分の0.5
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009	大気中における含有率が100万分の0.08
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02	大気中における含有率が100万分の0.2
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009	大気中における含有率が100万分の0.05
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003	大気中における含有率が100万分の0.01
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9	大気中における含有率が100万分の20
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3	大気中における含有率が100万分の20
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1	大気中における含有率が100万分の6
トルエン	大気中における含有率が100万分の10	大気中における含有率が100万分の60
スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4	大気中における含有率が100万分の2
キシレン	大気中における含有率が100万分の1	大気中における含有率が100万分の5
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03	大気中における含有率が100万分の0.2
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001	大気中における含有率が100万分の0.006
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009	大気中における含有率が100万分の0.004
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001	大気中における含有率が100万分の0.01

備考

- 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。
  - 2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。
- (2) 法第4条第1項第2号の規制基準
- (1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第3条に規定する方法により算出して得た流量
- (3) 法第4条第1項第3号の規制基準
- (1)の規制基準の値を基礎として規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

「揭示済」

亀岡市告示第52号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）附則第9項の規定に基づき、読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づく騒音に係る規制基準を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

時間の区分		区域の区分			
		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	午前8時から 午後6時まで	45デシベル	50デシベル	65デシベル	70デシベル
	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	40デシベル	45デシベル	55デシベル	60デシベル
夜間	午後10時から 翌日の午前6時まで	40デシベル	40デシベル	50デシベル	55デシベル

備考

- 1 この規制基準を適用する地域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。

- 2 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 3 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあつては、昼間及び朝・夕に限る。）とする。
- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合計した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 7 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

「揭示済」

---

亀岡市告示第53号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）附則第9項の規定に基づき、読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づく振動に係る規制基準を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

時間の区分		区域の区分	
		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時から 午後7時まで	60デシベル	65デシベル
夜間	午後7時から 翌日の午前8時まで	55デシベル	60デシベル

備考

- 1 この規制基準を適用する地域は、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 2 区域の区分は、振動規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあつては、昼間に限る。）とする。
- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合計した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は規格C1510に定めるものを用いることとする。
- 6 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
    - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
  - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減じるものとする。



指示値の差	補正值
3デシベル	3デシベル
4	2
5	
6	1
7	
8	
9	

8 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

「揭示済」

亀岡市告示第54号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）附則第10項の規定に基づき、読み替えて適用される第56条第3項の規定に基づく音量に関する遵守すべき事項を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

拡声機から発する音量は、次の表に掲げる音量以下とすること。

時間の区分	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時から午後6時まで	55デシベル	60デシベル	75デシベル	80デシベル
午後6時から午後8時まで	50デシベル	55デシベル	65デシベル	70デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1

種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域として定められた区域

- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められていない区域
  - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
  - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域
- 2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

「揭示済」

---

## 亀岡市告示第55号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）附則第11項の規定に基づき、読み替えて適用される第57条第1項の規定に基づく区域及び基準を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 区域

- (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域

(2) 前号に規定する地域のほか、市長が告示で指定する地域

## 2 基準

区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
基準	40デシベル	50デシベル	55デシベル

### 備考

- 1 区域の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに市長が告示で指定する区域
  - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに市長が告示で指定する区域
  - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域及び市長が告示で指定する区域
- 2 作業の騒音の制限に係る基準は、第3種区域については、適用しない。
- 3 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 6 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。
- 7 この表は、災害その他の非常の事態の発生により実施する作業に伴う場合については、適用しない。

「揭示済」

## 亀岡市告示第56号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成24年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 平成24年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	21,703 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	2,058 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	333 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	237 t / 年
(イ) ビン類	941 t / 年
(ウ) ペットボトル	145 t / 年
(エ) 新聞・雑誌・段ボール・古布類	3,384 t / 年
(オ) 使用済み乾電池	15 t / 年
(カ) 廃蛍光管	2 t / 年
(キ) 生ごみ・食用油	14 t / 年
(ク) 容器包装プラスチック	5 t / 年
(ケ) スプレー缶	12 t / 年

(2) 犬、猫等の死体 316体 / 年

## (3) し尿及び汚泥

ア し尿	9,180kl / 年
イ 浄化槽汚泥	5,430kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	家庭系	財亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター(直営、以下同じ)	埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場(委託、以下同じ)
	事業系	許可業者※下記のとおり		
埋立てごみ	家庭系	財亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビア亀岡(直営、以下同じ)
		許可業者		
粗大ごみ	可燃性	家庭系	破碎/エコビア亀岡(直営、以下同じ)、焼却/桜塚クリーンセンター	焼却灰/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場、選別残渣/エコビア亀岡
		事業系		
	不燃性	家庭系	資源化/三重中央開発(株)(委託)	選別残渣/民間最終処分場、エコビア亀岡
		許可業者		
資源ごみ	かん類	財亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビア亀岡、資源化/民間資源化施設(委託、以下同じ)	選別残渣/エコビア亀岡
			選別/エコビア亀岡、資源化/公益法人日本容器包装リサイクル協会(委託)・民間資源化施設	
	ペットボトル	財亀岡市環境事業公社	選別/エコビア亀岡	民間処理施設
			委託業者	再生資源化/民間処理施設
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	資源回収業者施設へ搬入	/	/
	使用済み乾電池	財亀岡市環境事業公社	再生資源化/民間処理施設	再生資源化/民間処理施設
	廃蛍光管	委託業者	再生資源化/民間処理施設	再生資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油	民間資源化施設へ搬入	/	/
	容器包装プラスチック	財亀岡市環境事業公社	選別/エコビア亀岡	民間処理施設
	スプレー缶	財亀岡市環境事業公社	選別/エコビア亀岡	民間処理施設

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田桂士、(株)カンポ、高橋富美雄、南丹清掃(株)、張本安弘、松波将實、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ

## (2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	若宮工場(直営)	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり	若宮工場(直営)	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

## 3 処理計画

## (1) ごみ処理実施計画

## ア ごみの排出抑制・再資源化計画

平成18年度に策定したごみ処理基本計画等に基づき、市民、事業者、行政がそれぞれ取り組むべき施策を実施する。

## (ア) 排出抑制の方法

## a 啓発

- ① 3R推進月間に合わせて啓発事業を実施する。
- ② 家庭版ISOに取り組む。
- ③ 「ダンボールコンポスト教室」等の事業でリサイクル意識を啓発する。
- ④ 事業系ごみの資源化を促進する。

## b 助成

- ① 新聞、雑誌、段ボール、古布を対象とする集団資源回収に助成する。
- ② 家庭用生ごみ処理機器の購入費を助成する。

## c その他

- ① ごみの排出抑制と資源化を促進するため、ごみ出しルールの徹底を図る。
- ② 事業所に廃棄物排出ルールの徹底を指導する。

## (イ) 再資源化の方法

## a カン類、ビン類の分別収集

家庭から排出されるカン類、ビン類の定期分別収集を行い、再資源化を図る。  
 カン類：エコトピア亀岡において、スチールとアルミの選別、プレスを行う。  
 ビン類：5色分別収集を行う。

## b ペットボトルの拠点回収及び分別収集

家庭から排出されるペットボトルについては、市内の協力店舗の拠点回収だけでなく、市内18小学校や市役所庁舎についてもペットボトルの拠点回収を行う。  
 分別、資源化する調査のため一部地域において、ペットボトルの分別収集を行う。

## c 事業系ごみの資源化促進

紙ごみや生ごみを対象とした事業系ごみの資源化を図る。

## d 使用済み乾電池の分別収集

家庭から排出される使用済み乾電池を分別収集する。

- e 使用済み蛍光灯の分別収集  
家庭から排出される使用済み蛍光灯を拠点回収を行い資源化を図る。
- f 食品残渣の再生利用  
生ごみ類については堆肥化、食用油類については円滑油などに再生し再利用を図る。
- g 容器包装プラスチック類の分別収集  
容器包装プラスチック類を新たに分別、資源化する調査のため、一部地域において分別収集を行う。
- h スプレー缶の分別収集  
スプレー缶を新たに分別、資源化する調査のため一部地域において分別収集を行う。
- (ウ) 関連施設の概要
  - a 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）  
[形式及び公称能力等]  
カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0t／6h）  
ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）
  - b 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）  
[形式及び公称能力等]  
磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9t／5h）

イ 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	15,298 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系	6,211 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,848 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	146 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡(破碎処理施設)
	不燃性	33 t		戸別	随時	エコトピア亀岡(保管施設)
資源ごみ	カン類	237 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
	ビン類	941 t				
	ペットボトル	3 t	一部地域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
		142 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	新聞・雑誌・段ボール・古布	3,384 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設
	使用済み乾電池	15 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
	廃蛍光灯	2 t		拠点	随時	エコトピア亀岡(保管施設)
	生ごみ・食用油	14 t	—	戸別	随時	民間処理施設
	容器包装プラスチック	5 t	一部地域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
	スプレー缶	12 t	一部地域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

## ウ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日(60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	15,298 t/年
	許可業者	6,211 t/年
	その他	474 t/年
残渣の量及び処分方法		2,720 t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

## エ 最終処分計画

## (ア) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	16,000 m <sup>2</sup>
	埋立容量	110,000 m <sup>3</sup>
	残余容量	90,013 m <sup>3</sup>
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,797 t/年
	許可業者	51 t/年
	その他	245 t/年
年間埋立容量		3,088 m <sup>3</sup>
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

## (イ) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,720 t/年



## (2) 生活排水処理実施計画

## ア 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、稗田野町の各一部又は全部	67,080人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,940人
コミュニティ・プラント	稗田野町の一部（天川）	480人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（大甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,010人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	60人
浄化槽	市内全域	4,770人
その他	市内全域	14,600人

## イ し尿・汚泥の処理計画

## (ア) 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	9,180k1/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	5,430k1/年	随時	戸別	市内全域

## (イ) 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式+高度処理
	公称能力	114k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	9,180k1/年
	許可業者	5,430k1/年
残渣の量及び処分方法		45t/年（海面埋立処分）

## (ウ) 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	45t/年

「揭示済」

亀岡市告示第57号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成24年4月2日から平成24年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

路線番号	路線名	起 点		変 更 後		変 更 前	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01059	向 嶋 1 号 線	亀岡市古世町向島11番地の21先		261.71	8.40	261.71	8.40
		亀岡市古世町向島11番地の8先			～ 8.40		～ 8.40
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番地の1先		3,446.20	4.20	3,446.20	3.30
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番地先			～ 5.60		～ 5.50
01276	北 古 世 5 号 線	亀岡市北古世町2丁目109番地の3先		237.79	11.30	237.79	9.30
		亀岡市北古世町2丁目130番地の11先			～ 13.30		～ 9.30
01280	北 古 世 西 川 線	亀岡市古世町向島6番地の7先		1,501.08	9.10	1,501.08	7.00
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番地の3先			～ 14.90		～ 9.80
01282	三 宅 1 号 線	亀岡市古世町東内坪36番地の2先		216.85	6.00	216.85	6.00
		亀岡市三宅町野々神1番地の112先			～ 8.10		～ 8.10
02020	南 掛 栢 原 線	亀岡市東別院町南掛谷田口5番地の4先		2,854.34	3.00	2,854.34	2.30
		亀岡市東別院町鎌倉垂水14番地の3先			～ 15.00		～ 15.00
02022	南 条 線	亀岡市東別院町鎌倉舟崎5番地の1先		220.66	5.60	220.66	3.40
		亀岡市東別院町鎌倉舟崎23番地先			～ 6.50		～ 3.40
03014	南 条 北 谷 線	亀岡市西別院町柚原佃9番地先		593.08	3.00	593.08	1.50
		亀岡市西別院町柚原西条76番地先			～ 9.50		～ 4.20
03015	犬 甘 野 神 地 線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番地の5先		2,655.50	3.50	2,655.50	3.60
		亀岡市西別院町神地イヌイ谷15番地の5先			～ 23.00		～ 19.00
03017	西 ノ 谷 線	亀岡市西別院町神地向ノ前41番地の2先		457.19	3.10	457.19	4.00
		亀岡市西別院町神地北ノ谷3番地先			～ 10.00		～ 10.00
03027	佃 線	亀岡市西別院町犬甘野ヌト垣20番地の1先		391.35	10.00	391.35	10.00
		亀岡市西別院町犬甘野佃32番地先			～ 10.00		～ 10.00
04001	吉 川 天 川 線	亀岡市吉川町吉田上河原66番地の2先		627.11	2.50	627.11	2.20
		亀岡市曾我部町穴太二ツ池18番地の3先			～ 3.40		～ 3.40
04077	茶 屋 下 又 寺 縄 壱 号 線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄壱41番地の7先		238.13	1.90	238.13	1.90
		亀岡市曾我部町法貴茶屋下又13番地の1先			～ 5.30		～ 3.50
04079	茶 屋 下 又 寺 縄 壱 号 3 号 線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄壱45番地の6先		291.87	2.70	291.87	2.10
		亀岡市曾我部町法貴茶屋上又4番地の1先			～ 4.50		～ 4.40
11001	中 条 大 井 垣 内 土 田 線	亀岡市大井町並河1丁目331番地の3先		1,482.90	3.50	1,482.90	3.50
		亀岡市千代川町小林前田48番地先			～ 4.60		～ 3.70

路線番号	路線名	起 点		変 更 後		変 更 前	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
11040	馬場崎線	亀岡市大井町小金岐2丁目153番地の1先		108.42	1.80	108.42	1.80
		亀岡市大井町小金岐2丁目150番地の1先			~ 6.70		~ 6.00
11041	小金岐土田線	亀岡市大井町土田3丁目13番地の2先		539.43	6.70	539.43	0.00
		亀岡市大井町小金岐旭23番地の1先			~ 10.40		~ 6.80
11161	土田一丁目6号線	亀岡市大井町土田1丁目642番地先		342.00	6.00	342.00	6.00
		亀岡市大井町土田1丁目682番地先			~ 6.00		~ 6.00
13054	三軒家線	亀岡市馬路町三軒屋43番地の5先		507.46	4.20	507.46	4.20
		亀岡市馬路町中芝8番地の4先			~ 7.00		~ 7.00
15022	堂ノ下線	亀岡市千歳町千歳三反田7番地の1先		309.12	2.50	309.12	2.50
		亀岡市千歳町千歳蔵谷4番地先			~ 3.40		~ 2.80
17020	溝行子守線	亀岡市保津町溝行25番地先		585.09	4.90	585.09	4.90
		亀岡市保津町子守6番地先			~ 4.90		~ 4.90
18047	山本学校線	亀岡市篠町見晴1丁目13番地の7先		809.81	5.80	809.81	3.40
		亀岡市篠町篠上中沢4番地の2先			~ 11.00		~ 6.20
18048	中沢線	亀岡市篠町篠上北裏19番地の2先		571.65	4.80	571.65	1.80
		亀岡市篠町篠下北裏42番地先			~ 9.20		~ 3.70
18067	森学校線	亀岡市篠町篠上西裏17番地先		1,147.61	2.70	1,147.61	2.20
		亀岡市篠町篠下垣内43番地の1先			~ 10.00		~ 6.00
18132	森東垣内8号線	亀岡市篠町森下タン条30番地の1先		312.76	7.30	312.76	6.40
		亀岡市篠町下垣内66番地の4先			~ 9.00		~ 9.20
18133	下垣内線	亀岡市篠町森下垣内77番地先		251.60	3.00	251.60	2.40
		亀岡市篠町森下垣内12番地の1先			~ 3.00		~ 2.40
18266	下西山6号線	亀岡市篠町篠下西山13番地の60先		170.24	6.00	170.24	6.00
		亀岡市篠町篠下西山2番地の14先			~ 6.00		~ 6.00
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の24先		216.57	4.10	216.57	4.00
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番地の5先			~ 6.00		~ 5.00
19026	つつじヶ丘9号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番地の77先		116.76	6.40	116.76	6.40
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の42先			~ 6.40		~ 6.40

「揭示済」

亀岡市告示第58号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成24年4月1日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成24年4月2日から平成24年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

路線番号	路線名	起 点	延 長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01059	向 嶋 1 号 線	亀岡市古世町向島11番地の21先	261.71m	8.40m
		亀岡市古世町向島11番地の8先		8.40m
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番地の1先	3,446.20m	4.20m
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番地先		5.60m
01276	北 古 世 5 号 線	亀岡市北古世町2丁目109番地の3先	237.79m	11.30m
		亀岡市北古世町2丁目130番地の11先		13.30m
01280	北 古 世 西 川 線	亀岡市古世町向島6番地の7先	1,501.08m	9.10m
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番地の3先		14.90m
01282	三 宅 1 号 線	亀岡市古世町東内坪36番地の2先	216.85m	6.00m
		亀岡市三宅町野々神1番地の112先		8.10m
02020	南 掛 栢 原 線	亀岡市東別院町南掛谷田口5番地の4先	2,854.34m	3.00m
		亀岡市東別院町鎌倉垂水14番地の3先		15.00m
02022	南 条 線	亀岡市東別院町鎌倉舟崎5番地の1先	220.66m	5.60m
		亀岡市東別院町鎌倉舟崎23番地先		6.50m
03014	南 条 北 谷 線	亀岡市西別院町柚原佃9番地先	593.08m	3.00m
		亀岡市西別院町柚原西条76番地先		9.50m
03015	犬 甘 野 神 地 線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番地の5先	2,655.50m	3.50m
		亀岡市西別院町神地イヌイ谷15番地の5先		23.00m
03017	西 ノ 谷 線	亀岡市西別院町神地向ノ前41番地の2先	457.19m	3.10m
		亀岡市西別院町神地北ノ谷3番地先		10.00m
03027	佃 線	亀岡市西別院町犬甘野ヌト垣20番地の1先	391.35m	10.00m
		亀岡市西別院町犬甘野佃32番地先		10.00m
04001	吉 川 天 川 線	亀岡市吉川町吉田上河原66番地の2先	627.11m	2.50m
		亀岡市曾我部町穴太二ツ池18番地の3先		3.40m
04077	茶 屋 下 又 寺 縄 老 1 号 線	亀岡市曾我部町法貴寺ヶ縄老41番地の7先	238.13m	1.90m
		亀岡市曾我部町法貴茶屋下又13番地の1先		5.30m
04079	茶 屋 下 又 寺 縄 老 3 号 線	亀岡市曾我部町法貴寺ヶ縄老45番地の6先	291.87m	2.70m
		亀岡市曾我部町法貴茶屋上又4番地の1先		4.50m
11001	中 条 大 井 垣 内 土 田 線	亀岡市大井町並河1丁目331番地の3先	1,482.90m	3.50m
		亀岡市千代川町小林前田48番地先		4.60m
11040	馬 場 崎 線	亀岡市大井町小金岐2丁目153番地の1先	108.42m	1.80m
		亀岡市大井町小金岐2丁目150番地の1先		6.70m
11041	小 金 岐 土 田 線	亀岡市大井町土田3丁目13番地の2先	539.43m	6.70m
		亀岡市大井町小金岐旭23番地の1先		10.40m
11161	土 田 一 丁 目 6 号 線	亀岡市大井町土田1丁目642番地先	342.00m	6.00m
		亀岡市大井町土田1丁目682番地先		6.00m
13054	三 軒 家 線	亀岡市馬路町三軒屋43番地の5先	507.46m	4.20m
		亀岡市馬路町中芝8番地の4先		7.00m
15022	堂 ノ 下 線	亀岡市千歳町千歳三反田7番地の1先	309.12m	2.50m
		亀岡市千歳町千歳蔵谷4番地先		3.40m
17020	溝 行 子 守 線	亀岡市保津町溝行25番地先	585.09m	4.90m
		亀岡市保津町子守6番地先		4.90m
18047	山 本 学 校 線	亀岡市篠町見晴1丁目13番地の7先	809.81m	3.80m
		亀岡市篠町篠上中沢4番地の2先		11.00m
18048	中 沢 線	亀岡市篠町篠上北裏19番地の2先	571.65m	4.80m
		亀岡市篠町篠下北裏42番地先		9.20m

路線番号	路線名	起 点	延 長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18067	森 学 校 線	亀岡市篠町篠上西裏17番地先	1,147.61m	2.70m
		亀岡市篠町篠下垣内43番地の1先		10.00m
18132	森 東 垣 内 8 号 線	亀岡市篠町森下タン条30番地の1先	312.76m	7.30m
		亀岡市篠町下垣内66番地の4先		9.00m
18133	下 垣 内 線	亀岡市篠町森下垣内77番地先	251.60m	3.00m
		亀岡市篠町森下垣内12番地の1先		3.00m
18266	下 西 山 6 号 線	亀岡市篠町篠下西山13番地の60先	170.24m	6.00m
		亀岡市篠町篠下西山2番地の14先		6.00m
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の24先	216.57m	4.10m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番地の5先		6.00m
19026	つつじヶ丘9号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番地の77先	116.76m	6.40m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の42先		6.40m

「揭示済」

---

 亀岡市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 委託先

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
(有)タカダ酒店 サンクス亀岡余部町店	亀岡市余部町清水19番地1	29-6061
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
ファミリーマート元禄屋追分町店	亀岡市追分町八ノ坪2番地2	29-6487
(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
亀屋末永河原町店	亀岡市河原町122番地	23-1905
黒田食品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
(有)マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
亀屋末永北町店	亀岡市北町30番地	22-0460
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
ミゾツラ電器	亀岡市新町17番地	22-5856
(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
グリーンショップK	亀岡市中矢田町才ノ溝1番地36	24-7311
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
㈱おぎた商店	亀岡市柳町63番地	22-0786

## 委託先

会社名等	住 所	電話番号
(同) 五葉乃松	亀岡市横町36番地	22-0089
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀(有)	亀岡市安町33番地	22-0919
(株)くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
(株)黒川安町店	亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業(株)	亀岡市安町25番地	22-0572
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89番地	29-6801
フードショップイシダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
並河たばこ	亀岡市曾我部町寺広畑31番地	22-0391
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート元禄屋京都学園前店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市稗田野町太田油田3番地	22-0654
福林たばこ店	亀岡市稗田野町太田高畑5番地1	22-4179
栗山商店	亀岡市稗田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市稗田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市稗田野町佐伯大門30番地1	24-2596
(株)大多商店	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市稗田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
稗田野町自治会	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎田23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569

## 委託先

会社名等	住 所	電話番号
西田食品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
サンクス亀岡大井町店	亀岡市大井町土田1丁目347番1号	23-3985
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
シミズ薬品(株)ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
(株)ライフォート ホップス亀岡店	亀岡市大井町並河坂井48番地	25-9333
(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
べとる (マツモト千代川店)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
NPO法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市千代川町北ノ庄桑寺27番地3	25-5399
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
サンクス亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
浅田商店	亀岡市馬路町前ノ側9番地	23-0367
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
関口電機	亀岡市保津町構ノ内54番地3	22-3224
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143



## 委託先

会社名等	住 所	電話番号
(株)かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
酒嘉保津川屋酒店	亀岡市保津町沢目36番地	22-3209
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
都らいぶだいどう	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀駅前店	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番7号	22-4533
サンクス亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
(株)石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くずり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
サークルK亀岡イトーピア店	亀岡市篠町浄法寺茶蔭谷20番地5	22-4546
(株)ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
サークルK亀岡クニッテル通り店	亀岡市篠町浄法寺中村20番地2	22-3896
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
西川商店	亀岡市篠町見晴3丁目13番6号	23-3423
かっぱや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
デイリーショップヒラノ	亀岡市篠町森下垣内66番地11	23-3132
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブン-イレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、亀岡市自転車等駐車場の使用料及び手数料に係る徴収及び収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

駐車場の名称	委託期間	委託先		
		団体名	代表者氏名	住所
J R 亀岡駅前自転車等駐車場	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで	亀岡駅前駐輪業 組合	代表 秋田 隆男	亀岡市追分町馬場通 6番地
J R 亀岡駅北口自転車等駐車場				
J R 馬堀駅前自転車等駐車場	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで	亀岡軽車両管理 協同組合	理事長 野田 政信	亀岡市下矢田町2丁 目19番地4号
J R 並河駅前自転車等駐車場				
J R 千代川駅前自転車等駐車場				

「揭示済」

亀岡市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 社団法人京都府獣医師会 会長 原 哲男	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期限

平成24年4月1日から平成25年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表中「3,140円」を「3,170円」に、「6,280円」を「6,340円」に、「1,590円」を「1,620円」に、「4,540円」を「4,530円」に、

「

3,200円	3,200円
--------	--------

」を「

3,400円	3,400円
--------	--------

」に、

「1,300円」を「1,270円」に、

HTLV-1抗体検査判断料 (平成22年12月末までに受診券を交付した者)	1	1,440円	1,440円
性器クラミジア検査	1	2,500円	2,500円
合 計			91,520円

を

クラミジア検査	1	2,500円	2,500円
合 計			90,330円

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条関係)

亀岡市妊婦健診費用助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者

〒 -

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

受診者との続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

亀岡市妊婦健診費用助成要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請額(下表の①+②) \_\_\_\_\_ 円

健診項目	受診日	受診費用(円)	上限額(円)	健診項目	受診日	受診費用(円)	上限額(円)
基本健診①	年 月 日		3,200	前期血液①	年 月 日		3,170
基本健診②	年 月 日		3,200	前期血液②	年 月 日		420
基本健診③	年 月 日		3,200	中期血液③	年 月 日		3,170
基本健診④	年 月 日		3,200	後期血液④	年 月 日		1,620
基本健診⑤	年 月 日		3,200	前期免疫	年 月 日		4,530
基本健診⑥	年 月 日		3,200	中期B群	年 月 日		3,400
基本健診⑦	年 月 日		3,200	前期HIV	年 月 日		1,270
基本健診⑧	年 月 日		3,200	前期がん	年 月 日		3,400
基本健診⑨	年 月 日		3,200	超音波①	年 月 日		5,300
基本健診⑩	年 月 日		3,200	超音波②	年 月 日		5,300
基本健診⑪	年 月 日		3,200	超音波③	年 月 日		5,300
基本健診⑫	年 月 日		3,200	超音波④	年 月 日		5,300
基本健診⑬	年 月 日		3,200	HTLV-1	年 月 日		850
基本健診⑭	年 月 日		3,200	クラミジア	年 月 日		2,500
受診費用または上限額の低い方の金額の合計		①		受診費用または上限額の低い方の金額の合計		②	

\*申請者と受診者が異なる場合は記入してください。

受診者 住所(〒 - ) \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第7条の規定は、平成24年度以降の年度分の助成金について適用し、平成23年度分までの助成金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、医療的ケア（医行為）が必要な在宅重度心身障害児（者）（以下「在宅重度心身障害児（者）」という。）の安定した日中活動サービス等利用のため、事業者が生活介護事業所等において、看護師の配置や医療的ケア（医行為）を実施するために必要となる設備等を整備する事業に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5

号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害児（者） 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

(2) 事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市が法第19条に基づく支給決定を行った障害児（者）が利用する事業所を運営する事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、在宅重度心身障害児（者）の安定した日中活動サービス等利用のため、事業者が生活介護事業所等において看護師の増員又は既配置の看護師の勤務時間数の増加を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業を実施するために直接必要となる次に掲げる経費とする。

(1) 看護師配置経費（看護師人件費又は看護師派遣経費）

(2) 設備整備費（ベッド、酸素量測定機器その他の医療的ケア（医行為）を実施するために必要となる設備等を整備する経費）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、3,000,000円又は実際に事業に要した経費のいずれか低い額を上限とし、当該事業所を利用する障害児（者）の年間総利用日数（若しくは時間数）

のうち、本市が法第19条に基づく支給決定を行った障害児（者）の年間利用日数、若しくは時間数により按分した額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出するものとする。ただし、事業の実施についてあらかじめ市長と協議を行ったものについては、事業着手後又は事業完了後であっても交付申請を行うことができるものとする。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、別に定める日までに、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金変更交付申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付決定（却下）書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金変更交付決定（却下）書（別記第4号様式）を補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に交付するものとする。

3 市長は、前2項の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第8条第1項又は同条第2項の規定による通知書を受領した場合におい

て、当該申請にかかる補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった時は、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（事業終了報告）

第10条 補助事業者は、当該事業完了後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業終了報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第11条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書を受理したときには、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第13条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めるものに対し事業の施行前又は施行中に補助金決定額の一部又は全部を概算払により交付することができる。

2 前項に規定する概算払を受けようとするときは、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援

事業費補助金概算払交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（是正措置）

第14条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、補助事業者に対して命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の決定等の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定、確定又は交付を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の経理状況が不相当と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等をした場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により補助金を交付した場合において、補助金交付済額が事業終了報告に基づく必要な補助金額を超えたときは、補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

（補助金の精算交付）

第17条 市長は、第13条の規定により補助

金を交付した場合において、補助金交付済額が事業終了報告に基づく必要な補助金額を下回る場合は、補助事業者に対して、その差額を精算して交付することができる。

2 前項に規定する追加交付を受ける場合は、補助事業者は亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金精算交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。  
（延滞金）

第18条 市長は、第16条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得額が10万円を超える備品
- (3) その他市長の定めるもの

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

㊦

亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金交付申請書

亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 所要額調査書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

㊦

亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金変更交付申請書

年度亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金については、年月日付けをもって交付決定されたところですが、下記のとおり事業等の変更をしたいので、亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更を必要とする理由

追加 (減額) 交付を受けようとする補助金の額 金 円

(関係書類)

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更収支予算書



第3号様式（第8条関係）

亀岡市指令 第 号

住所  
氏名

様

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付決定（却下）書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 決定

補助金決定額 金 円

2 却下

理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第8条関係）

亀岡市指令 第 号

住所  
氏名

様

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金変更交付決定（却下）書

年 月 日付けで変更交付申請のありました亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 変更する補助金の額

交付決定済補助金額	金	円
追加（減額）補助金額	金	円
変更決定後補助金額	金	円

2 却下

理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

様

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

亀岡市長

印

印

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金確定通知書

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業終了報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので、亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

記

1 補助金交付決定額 金 円

補助金交付決定額 金 円

2 事業終了年月日 年 月 日

補助金交付決定額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 所要額調査書
- (3) 収支決算（見込）書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第7号様式 (第12条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

㊤

亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金請求書

亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金について、亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

第8号様式 (第13条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

㊤

亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、亀岡市重度障害児 (者) 在宅生活支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払請求額 金 円

3 概算払が必要な理由

4 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更交付決定通知書の写し

第9号様式（第17条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

㊤

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金精算交付請求書

年 月 日付けで交付額確定の通知があった標記の補助金について、亀岡市  
重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により、関係書  
類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額	金	円
2 精算交付の内訳		
交付決定額 (a)	金	円
概算受領済額 (b)	金	円
精算交付額 (a - b)	金	円

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更交付決定通知書の写し
- (3) 確定通知書の写し

「揭示済」

亀岡市告示第65号

亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(指定の申請等)

第2条 障害者自立支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 指定相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、変更に係るものにあつては亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者変更届出書（別記第2号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書（別記第3号様式）により、それぞれ行うものとする。

(公示)

第4条 市長は、障害者自立支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号

(実施細目)

第5条 この要綱に規定するもののほか、指定相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。



第3号様式（第3条関係）

亀岡市指定特定相談支援事業者及び  
指定障害児相談支援事業者  
廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

事業者  
住所  
(所在地)

氏名  
(名称及び代表者氏名)

㊦

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしますので届け出ます。

事業所番号	名称	所在地	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
廃止（休止・再開）する事業所											
廃止・休止・再開した年月日											
廃止・休止した理由											
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）											
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日									

(注) 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。  
 2 再開の日から10日以内に届け出てください。  
 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

「揭示済」

亀岡市告示第66号

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飲用水等（飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいう。以下同じ。）の確保が困難な地域に居住する市民の公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図るため、飲用水等の取水施設等の整備に要する費用について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象地域)

第2条 補助対象地域は、次の各号に掲げる区域を除く市内全域とする。ただし、災害等により緊急に飲用水等を確保する必要があると市長が認める区域にあっては、これを補助対象地域とすることができる。

- (1) 亀岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年亀岡市条例第27号）第2条第2項に規定する給水区域
- (2) 亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）第2条に規定する給水区域
- (3) 亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）第2条に規定する給水区域
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号。以

下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道から水の供給を受ける区域（補助対象者）

第3条 補助対象者は、補助対象地域に居住する個人又は補助対象地域内で共同利用により飲用水等の取水施設等を整備する代表者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 過去においてこの要綱によるもののほか同様の補助又は公共事業等の施行に伴う補償を受けた者であって、その補助又は補償を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過していないもの
  - (2) 他人の土地に取水施設等を整備する場合において、当該土地の所有者の承諾が得られない者
  - (3) 個人にあっては、市税を滞納している者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、災害等により既設の水源（井戸、山水等）が枯渇し、汚染し、又は破損した場合において、市長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設は、補助対象地域において、人の居住の用に供する建物であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの
  - (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住居併用にあっては居住部分は除く。）
  - (3) 賃貸住宅
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、新設工事又は更新工事（修繕工事を除く。）に係る費用であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打ち抜き工事及び素掘り工事を含む。）



- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 貯水タンク設置工事費
- (5) ろ過設備工事費
- (6) 消毒設備工事費
- (7) 電気導線工事費
- (8) 給水開始前の水質検査費  
(水質検査)

第6条 前条第8号に掲げる給水開始前の水質検査とは、前条第1号から第6号までのいずれかの工事完了後、当該施設設備を経た給水栓水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項の全項目及び消毒の残留効果（消毒設備を設置している場合に限る。）を水質検査機関（法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けたものをいう。）が検査することをいう。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、個人の施設にあつては補助対象経費の3分の2以内（ただし100万円を限度とする。）とし、共同利用の施設にあつては補助対象経費の3分の2以内（ただし300万円を限度とする。）とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、工事に着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 事業予定場所の土地の登記事項証明書
- (3) 事業予定場所の公図の写し
- (4) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し

- (5) 設計図面（平面図）
- (6) 土地使用承諾書（別記第2号様式。共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合）
- (7) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿（別記第3号様式。共同利用の場合）
- (8) 市税に滞納が無いことを証する書類（個人の場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の着手）

第10条 第8条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）は、緊急その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手する場合には、あらかじめ亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金指令前着手届（別記第5号様式）を市長に提出し承認を得なければならない。

（計画の変更等の承認届出）

第11条 第9条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに亀岡市家庭用取水施設等整備事業計画変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたと

きは、その内容を審査し、承認の可否を亀岡市家庭用取水施設等整備事業計画変更承認・不承認通知書（別記第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市家庭用取水施設等整備事業実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 水質検査結果の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付請求書（別記第10号様式）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（調査又は報告）

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するために必要な調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助金交付の取消し）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（施設の維持管理）

第18条 補助事業者は、補助事業により整備した取水施設等について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 〒

住所

氏名

電話

㊟

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付申請書

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円 (千円未満切捨て)

2 事業費 円

3 事業場 亀岡市

4 事業概要

5 着手予定日 年 月 日

6 完了予定日 年 月 日

7 予定施工業者 住所 名称 代表者

添付書類

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 事業予定場所の土地の登記事項証明書
- (3) 事業予定場所の公図の写し
- (4) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (5) 設計図面 (平面図)
- (6) 土地使用承諾書 (第2号様式。共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合)
- (7) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿 (第3号様式。共同利用の場合)
- (8) 市税に滞納が無いことを証する書類 (個人の場合)
- (9) その他市長が必要と認める書類

第2号様式 (第8条関係)

土地 使用 承諾 書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(使用者)

住所

氏名

㊟

土地の所在	
土地の面積	m <sup>2</sup>
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

(土地所有者)

住所

氏名

㊟



第5号様式(第10条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

(申請者) 〒

住所

氏名

電話

⑤

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金指令前着手届

年 月 日付で申請した亀岡市家庭用取水施設等整備事業について別記条件を了承のうえ、指令前に着手したいので、亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 事業実施主体 申請者と同じ
- 2 補助金交付申請額 円 (千円未満切捨て)
- 3 事業費 円
- 4 事業の場所 亀岡市
- 5 事業概要
- 6 着手予定日 年 月 日
- 7 完了予定日 年 月 日
- 8 予定施工業者 住所 名称 代表者
- 9 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金審査の結果、補助金の交付が行われない場合又は補助金交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

第6号様式(第11条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

(申請者) 〒

住所

氏名

電話

⑥

亀岡市家庭用取水施設等整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令第 号で交付の決定を受けた亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金について、申請事項を変更したので、亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり事業計画の変更を申請します。

- 1 変更の種類 変更
- 2 変更の内容 中止
- 3 変更理由
- 4 添付書類

第7号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金計画変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった亀岡市家庭用取水施設等整備事業計画  
変更承認について、下記のとおり決定したので、亀岡市家庭用取水施設等整備事業費  
補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の可否 承認します 承認しません

2 決定理由

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 〒

住所

より  
氏名

電話

印

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付の決定を受けた亀岡  
市家庭用取水施設等整備事業補助金について、事業が完了したので、亀岡市家庭用取  
水施設等整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

補助金交付額

円

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 水質検査結果の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第9号様式(第13条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

第10号様式(第14条関係)

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

記

(請求者) 〒

住所

1 補助金交付確定額 円

2 補助金交付決定額 円

3 交付確定額の請求

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付請求書(第11号様式)を速やかに提出してください。

[補助金の振込先]

金融機関名	銀行・金庫 農協 ( ) ( )			支店 ( )
預金種別	普通・当座・( )	口座番号		
(フリガナ) 名 義 人				

※ 口座番号は、右詰めで記入してください。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飲用水（日常生活において人の飲用に供される地下水等をいう。以下同じ。）の確保が困難な地域において、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の適用を受けない井戸等により確保されている飲用水の安全性を確保するため、飲用水の水質検査に要した費用について、予算の範囲内において飲用水水質検査費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用取水施設 人の居住の用に供する建物で使用する飲用水を確保するための取水施設であって、法の適用を受けないものをいう。
- (2) 水質検査 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）について、水質検査機関（法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登

録を受けたものをいう。）において飲用水の水質を検査することをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる区域（以下「給水区域等」という。）を除く市内全域とする。

- (1) 亀岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年亀岡市条例第27号）第2条第2項に規定する給水区域
  - (2) 亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）第2条に規定する給水区域
  - (3) 亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13条）第2条に規定する給水区域
  - (4) 法第3条第6項に規定する専用水道から水の供給を受ける区域
- (補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象地域内に居住し、家庭用取水施設からの飲用水を使用している個人（市税を滞納していない者に限る。）又は補助対象地域内で家庭用取水施設を共同利用している代表者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる項目（以下「基準項目」という。）並びに水質基準項目であってトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して市長が必要と認める項目に関する水質検査に要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以下とし、算定した補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内に2回までと



し、合計金額は10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市飲用水水質検査費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 水質検査機関が交付する水質検査結果の写し
- (2) 領収書
- (3) 代表者選任届及び共同利用者名簿(別記第2号様式。共同利用の場合)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、亀岡市飲用水水質検査費補助金交付決定(却下)書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、亀岡市飲用水水質検査費補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受

けたとき。

- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表(第5条関係)

[基準項目]

1	一般細菌
2	大腸菌
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
4	塩化物イオン
5	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
6	pH値
7	味
8	臭気
9	色度
10	濁度

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 〒

住所  
氏名  
電話

印

亀岡市飲用水水質検査費補助金交付申請書

亀岡市飲用水水質検査費補助金の交付を受けたいので、亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1	補助金交付申請額	円
2	水質検査料	円（1回目・2回目）
3	検査場所 <small>(家庭用取水施設の所在地)</small>	亀岡市
4	家庭用取水施設の種別	井戸（深さ m）・山水・湧水・その他（ ）
5	使用人数	人

添付書類

- (1) 水質検査機関が交付する水質検査結果の写し
- (2) 領収書
- (3) 代表者選任届及び共同利用者名簿（第2号様式、共同利用の場合）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

承諾書

私は、上記補助金交付申請にあたって、市税の課税・納税状況を調査されることを承諾します。

(宛先) 亀岡市長

住所  
氏名

印

市記入欄	
項目	確認欄
補助対象地域	
課税納税状況	
水質検査回数	

第2号様式（第7条関係）

代表者選任届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(代表者)

住所

氏名  
印

亀岡市飲用水水質検査費補助金に係る一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。

※ 共同利用の場合は、次の名簿に共同利用者を記入すること。

共同利用者名簿

住所	氏名
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

第3号様式（第8条関係）

亀岡市指令 第 号

住所

氏名

様

亀岡市飲用木水質検査費補助金交付決定（却下）書

年 月 日付で申請のあった亀岡市飲用木水質検査費補助金について、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 決定 補助金の額 円

2 却下 理由

本補助金は、飲用木水質検査に直接要した経費の一部に充当すること。

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第9条関係）

亀岡市飲用木水質検査費補助金交付請求書

請求金額 円

ただし、年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定の通知を受けた亀岡市飲用木水質検査費補助金について、亀岡市飲用木水質検査費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）亀岡市長

〒 (請求者) 住所

氏名

電話

印

〔補助金の振込先〕

金融機関名	銀行・金庫		支店
	( )		( )
預金種別	普通・当座・( )	口座番号	
(フリガナ) 名 義 人			

※ 口座番号は、右詰めで記入してください。

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市家庭用品品質表示法に基づく事務処理要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市家庭用品品質表示法に基づく事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下「令」という。）の規定に基づき市長が行うこととされている事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用品 法第2条第1項に規定する商品をいう。
- (2) 小売業者 法第2条第2項に規定する販売業者のうち、卸売業者を除いたものをいう。

(事務)

第3条 市長が行う事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第1項の規定に基づく指示
- (2) 法第4条第3項の規定に基づく公表
- (3) 法第10条第1項の規定に基づく申出の受理
- (4) 法第10条第2項の規定に基づく調査
- (5) 法第19条第2項の規定に基づく報告の

徴収

(6) 法第19条第2項の規定に基づく立入検査

(対象小売業者)

第4条 前条に規定する事務の対象となる小売業者は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第5号までの事務については、亀岡市内に主たる事務所及び全ての店舗が所在する小売業者とする。
- (2) 前条第6号の事務については、亀岡市内に店舗、営業所、事務所又は倉庫を有する小売業者とする。

(申出の受理)

第5条 市長は、家庭用品の品質に係る表示が適正に行われていないために一般消費者の利益が害されていると認められるとして申出があった場合には、受理権限の有無を確認した上でこれを受理するものとする。受理権限がない場合は、消費者庁を通じ、受理権限を有する行政機関に当該案件を移送するものとする。

2 申出書の受理に際しては、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所
- (2) 申出に係る家庭用品の品目
- (3) 申出の趣旨
- (4) その他参考となる事項

(調査)

第6条 市長は、前条の申出の受理を行った場合には、第3条第4号の調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

2 調査は、小売業者に対し、第3条第5号の報告の徴収（以下「報告の徴収」という。）若しくは第3条第6号の立入検査（以下「立入検査」という。）を行い、又は関係当事者から事情を聴取し、事実を確認するものとする。

3 市長は、調査の結果、申出の内容が事実で

あり、前項の小売業者に責任があると認められる場合は、当該小売業者に対し改善を指導し、それに従わないときは、第3条第1号の指示（以下「指示」という。）を行うものとする。

（報告の徴収）

第7条 市長が小売業者に対し報告の徴収を行う事項は、令第2条第2項各号に掲げる事項とする。

2 報告の徴収は、次の各号のいずれかに該当する場合に、必要に応じて行うものとする。

- (1) 立入検査を行う際の事前の準備資料として必要な場合
- (2) 消費者の申出に伴う調査のために必要な場合
- (3) 消費者庁長官又は京都府知事（以下「知事」という。）からの報告の徴収の依頼があった場合
- (4) 指示又は公表を行う際の資料として必要な場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

3 報告の徴収は、家庭用品品質表示法報告徴収書（別記第1号様式）により行うものとする。

（立入検査）

第8条 市長は、表示状況の把握又は小売業者に対する指導を行うために、立入検査を行うものとする。

2 立入検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、必要に応じて行うものとする。

- (1) 消費者の申出に伴う調査のために必要な場合
- (2) 小売業者が販売した家庭用品によって、消費者が損害を受けた場合
- (3) 消費者庁長官又は知事から立入検査の依頼があった場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

3 立入検査は、原則として2人以上の検査員

で実施するものとする。

4 検査員は、立入検査に際して市長が発行する立入検査証（別記第2号様式）を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。この場合において、検査員は、当該関係者に立会いを求め、立入検査の趣旨を十分に説明するものとする。

5 市長は、検査の結果、家庭用品の表示事項の一部を表示せず、又は遵守事項を遵守しない表示（以下「不適正な表示」という。）が認められた場合は、適切に改善指導を実施するものとする。

（指示）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該小売業者に対し改善指導を行ったにもかかわらず改善の意思が見られず、又は相当な事由なく改善の実行が図られないときは、当該小売業者に対して品質表示改善指示書（別記第3号様式）により指示を行うものとする。

- (1) 小売業者が家庭用品の製造仕様の決定に当たっている場合において、不適正な表示がされているとき。
- (2) 小売業者が表示票を故意に脱落、改変せしめる等悪質な行為を行っていると思われる場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指示の対象としないものとする。

- (1) 表示事項の内容が、誤認されない程度の軽微な遵守事項違反と認められる場合
- (2) 表示がやむを得ない偶発的な事故等により脱落したと認められる場合
- (3) 取引先の製造業者若しくは販売業者又はそれらから委託を受けた表示業者が不適正な表示を付し、又は不適正な品質情報を小売業者に対して与えたために当該小売業者がこれを信用し、やむなく不適正な表示を

行ったと認められる場合

- 3 第1項の指示を行った場合には、原則として6箇月以内に立入検査を行い、改善状況を確認するものとする。

(公表)

第10条 市長は、前条第1項の指示により表示の改善を求めたにもかかわらず、改善がなされていないことを確認した事業者のうち、違反状況が悪質と認められる場合又は改善の意思が認められない場合は、第3条第2号の公表（以下「公表」という。）を行うものとする。

- 2 公表は、市のホームページに掲載するなど可能な限り幅広く周知される方法を採用するものとする。

- 3 市長は、公表した事業者に対して改善状況を確認するため、公表後1年以内に立入検査を行い、その改善実施状況を点検するものとする。

- 4 市長は、前項の立入検査の結果、改善が認められない場合には、再度公表を行うものとする。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の公表を行う場合に準用する。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記第1号様式 (第7条関係)

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名

様

亀岡市長

国

家庭用品品質表示法報告徴収書

家庭用品品質表示法第19条第2項の規定に基づき、次の事項について報告を徴収する必要があります。ご報告をお願いします。

1 報告を要する理由

2 要報告事項

(1) 表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量及びその表示の状況

(2) その販売した家庭用品のうち表示すべき事項が表示されていたものの品目別の割合

3 報告期限

第2号様式 (第8条関係)

(表面)

家庭用品品質表示法第19条第3項の規定による  
立 入 検 査 証

職 名 亀岡市  
氏 名

年 月 日 生  
年 月 日 交付

亀岡市長 国

(裏面)

家庭用品品質表示法抜粋

(報告及び立入検査)  
第19条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（御売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（御売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)  
第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。  
三 第19条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第3号様式 (第9条関係)

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名 様

亀岡市長 印

品質表示改善指示書

家庭用品品質表示法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり品質表示を改善するように指示する。

- 1 品 名
- 2 形状 (型式) 等
- 3 改善 の 内容
- 4 理 由
- 5 改 善 期 限 指示の日から 日以内

(注) この指示に従わない場合は、同法第4条第3項の規定に基づき、この旨を公表すること  
があります。

「揭示済」



亀岡市告示第69号

亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下「令」という。）の規定により、市長が行うこととされている特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者（法第32条の5第1項の特定保守製品取引事業者をいう。以下同じ。）（以下「販売事業者」という。）に対する立入検査等の事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費生活用製品 法第2条第1項に定める製品をいう。
- (2) 特定製品 法第2条第2項に定める製品をいう。
- (3) 特定保守製品 法第2条第4項に定める製品をいう。

(事務)

第3条 市長が行う事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第40条第1項の規定に基づく販売事

業者からの報告の徴収

(2) 法第41条第1項の規定に基づく販売事業者への立入検査

(3) 法第42条第1項の規定に基づく販売事業者に対する製品の提出命令

(対象販売事業者)

第4条 前条の市長が行う事務の対象となる販売事業者は、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が亀岡市内に属する者とする。

(報告徴収)

第5条 市長が前条の販売事業者に対し、第3条第1号の報告の徴収（以下「報告徴収」という。）を行う事項は、令第12条第4項及び第5項に規定する事項とする。

2 報告徴収は、消費生活用製品安全法報告徴収書（別記第1号様式）により行うものとする。

(立入検査)

第6条 第3条第2号の立入検査（以下「立入検査」という。）は、実施年度毎に作成する立入検査実施計画に基づき行うものとする。ただし、消費者等からの苦情の申出、通報等により、違法又はその疑いがある特定製品又は特定保守製品が判明した場合は、市長は、販売事業者に対して、必要な事項について立入検査を行うものとする。

2 立入検査は、原則として2人以上の検査員で実施するものとする。

3 検査員は、立入検査に際し、市長が発行する立入検査証（別記第2号様式）を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。この場合において、検査員は、当該関係者に対し、法の趣旨、当該販売事業者の取扱商品に係る法の内容等を説明するよう考慮しなければならない。

(特定製品の立入検査の実施)

第7条 検査員は、販売事業者の事務所、工場、店舗又は倉庫等に立ち入り、特定製品、帳簿、

書類その他の物件を特定製品立入検査票（別記第3号様式）に基づき検査し、又は関係者に質問を行うものとする。

（特定製品の法違反事実の処理）

第8条 市長は、立入検査の結果、法令に違反する事実があると認められた販売事業者に対して、必要な指導を行い、製造事業者等及び販売経路を確認する。

（特定保守製品の立入検査の実施）

第9条 検査員は、販売事業者の事務所、工場、店舗又は倉庫等に立ち入り、特定保守製品、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問を行うものとし、立入検査結果の判定を特定保守製品立入検査事実確認書（別記第4号様式）により確認するものとする。

（特定保守製品の法違反事実の処理）

第10条 前条の場合において、立入検査の結果、法令に違反する事実が認められたときは、市長は、販売事業者に対して長期使用製品安全点検制度等の説明を行い、特定保守製品立入検査対応報告書（別記第5号様式）を提出させるものとする。

（製品の提出命令）

第11条 市長は、立入検査に当たって製品をその場で検査することが著しく困難であると認められる場合には、販売事業者に対して期限を定め、第3条第3号の提出命令（以下「提出命令」という。）を行うものとする。

2 提出命令は、消費生活用製品提出命令書（別記第6号様式）により行うものとする。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式 (第6条関係)

(表面)

消費生活用製品安全法第41条第1項の規定による  
立入検査証

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	職名 氏名  亀岡市 	年 月 日 生 年 月 日 交付 
立入検査証 亀岡市長 		第 号 

別記第1号様式 (第5条関係)

第 年 月 日 号

住所 氏名 様  
 亀岡市長 国

消費生活用製品安全法報告徴収書

消費生活用製品安全法第40条第1項の規定に基づき、次の事項について報告を徴収する必要がありますので文書で報告願います。

1 報告を要する理由

2 要報告事項

- (1) 販売に係る特定製品又は特定保守製品の種類
- (2) 販売に係る特定製品又は特定保守製品の数量
- (3) 販売先その他販売事業に関する事項

3 報告期限

(裏面)

消費生活用製品安全法 (抜粋)

(立入検査)  
 第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  
 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  
 3 (略)  
 4 前三項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
 5～12 (略)  
 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
 一～七 (略)  
 八 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
 九 (略)

第3号様式(第7条関係)

特定製品立入検査票

検査日	年月日	検査員	所在地
店舗名			亀岡市
検査項目			
違反件数	検査結果		点
	違反件数	うち無表示	うち不適正表示
違反商品名			点
違反内容			
違反品の販売経路	(製造・輸入業者及び取扱業者名、連絡先等)		

(消費生活用生活安全法)

第4号様式(第9条関係)

特定保守製品立入検査事実確認書

消費生活用製品安全法第41条第1項の規定に基づき、下記のとおり立入検査を実施し、判定したことを立入検査員と事業者の間で確認します。

記

- 立入検査を実施した販売店等：
- 実施年月日：
- 検査結果

判定	備考
①長期使用製品安全点検制度についての認識	理解している <input type="checkbox"/> 理解不十分 <input type="checkbox"/> 理解していない <input type="checkbox"/>
②取り扱っている特定保守製品の表示等の適否の確認	不適合製品 有・無
③特定保守製品を引き渡す際の説明義務の実施状況 (所有者票が添付されている場合は、その旨の説明を含む。)	実施している <input type="checkbox"/> 実施不十分 <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/>
④所有者情報提供協力義務の実施状況	実施している <input type="checkbox"/> 実施不十分 <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 特に報告する必要なし <input type="checkbox"/> 消費生活用製品安全法遵守に係る社内等の対応について、速やかに特定保守製品立入検査対応報告書(別記第8号様式)により報告願います。	

立入検査を受けた者

事業者名：  
所 属：  
氏 名：

立入検査を実施した者

所 属：  
氏 名：  
所 属：  
氏 名：

なお、③の特定保守製品を引き渡す際の説明義務が遵守されない場合、消費生活用製品安全法第32条の6により経済産業大臣からの勧告及び公表がされることあるため、念のため申し添えます。

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

第6号様式(第11条関係)

第 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所

特定保守製品取引事業者

代表者氏名

住 所  
氏 名

様

㊦

亀岡市長

団

特定保守製品立入検査対応報告書

消費生活用製品提出命令書

年 月 日の立入検査の際に指摘がありました長期使用製品安全点検制度の実施について、下記のとおり対応しましたので報告します。

消費生活用製品安全法第42条第1項の規定に基づき、次のとおり消費生活用製品の提出を命ずる。

記

1 説明実績

(1) 既取得者に対する実績

期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日

説 明 実 績： 件 / 件 (総数)

所有者情報提供協力実績： 件 / 件 (総数)

(2) 新規取得者に対する実績

期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日

説 明 実 績： 件 / 件 (総数)

所有者情報提供協力実績： 件 / 件 (総数)

2 消費生活用製品安全法遵守に係る社内等の対応措置

[Empty box for reporting measures]

1 品名

2 型式及び数量

3 提出理由

4 提出先

5 提出期限

年 月 日

「揭示済」

亀岡市告示第70号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年4月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0308-65008

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年4月4日

「揭示済」

亀岡市告示第71号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月4日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第72号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月4日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

## 亀岡市告示第73号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
06076	浦亦支線	亀岡市稗田野町佐伯浦亦32番10先	
		亀岡市稗田野町佐伯浦亦33番4先	
12123	植田線	亀岡市千代川町小林植田2番1先	
		亀岡市千代川町小林植田18番1先	
18287	中沢支線	亀岡市篠町篠中北裏92番1先	
		亀岡市篠町篠中北裏96番7先	

「揭示済」

## 亀岡市告示第74号

## 市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成24年4月6日から平成24年4月19日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
06076	浦 亦 支 線	亀岡市稗田野町佐伯浦亦32番10先	71.15m	4.00m
		亀岡市稗田野町佐伯浦亦33番4先		4.00m
12123	植 田 線	亀岡市千代川町小林植田2番1先	41.51m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田18番1先		12.00m
18287	中 沢 支 線	亀岡市篠町篠中北裏92番1先	42.00m	6.50m
		亀岡市篠町篠中北裏96番7先		8.30m

「揭示済」

亀岡市告示第75号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成24年4月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成24年4月6日から平成24年4月19日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
06076	浦 亦 支 線	亀岡市稗田野町佐伯浦亦32番10先	71.15m	4.00m
		亀岡市稗田野町佐伯浦亦33番4先		4.00m
12123	植 田 線	亀岡市千代川町小林植田2番1先	41.51m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田18番1先		12.00m
18287	中 沢 支 線	亀岡市篠町篠中北裏92番1先	42.00m	6.50m
		亀岡市篠町篠中北裏96番7先		8.30m

「揭示済」



亀岡市告示第76号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年4月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0406-51002

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年4月11日

「揭示済」

亀岡市告示第77号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年4月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2314-32001

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年4月11日

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「西堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中村 行雄
- 2 変更年月日  
平成24年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 工藤 保治

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 河野 一郎

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第4区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 木村 辰一

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「横町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 津田 義郎
- 2 変更年月日  
平成24年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 桂 一彦
- 2 変更年月日  
平成24年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第6区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 井上 琢美
- 2 変更年月日  
平成24年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石田 茂雄

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「上矢田町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成24年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 奥原 伊和夫

(2) 変更年月日

平成24年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山木 幹男

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成24年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 齋藤 馨
- (2) 変更年月日  
平成24年4月1日
- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 茂雄

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

「塩屋町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 井上 朗

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱を次のように定める。

平成24年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いについて、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）及び亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部負担金 法第42条第1項の規定により算定した額（法第57条の2第1項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該算定した額から高額療養費の支給額に相当する額を控除して得た額）をいう。
- (2) 実収入額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否の決定に用いられる収入の認定額をいう。

(対象者)

第3条 一部負担金の減免等を受けることができる者は、規則第14条第1項又は第2項に該当し、原則として入院費用のうち医療分について一部負担金を支払うことが困難であると認められる者とする。

(減免等の申請)

第4条 一部負担金の支払又は納付の義務を負い、減免等を受けようとする者（以下「世帯主」という。）は、あらかじめ規則第14条に定める申請書に別表に定める理由を証明する書類、収入申告書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）又は同意書（別記第3号様式）を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、緊急その他やむを得ない理由があると認められる場合には、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(収入申告書)

第5条 世帯主は、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）のおおむね申請前3箇月間の収入及び支出の状況を、収入申告書に給与証明書、年金等支払通知書等を添えて申告するものとする。ただし、季節変動のある事業収入については、審査対象月を延長することができる。

- 2 前項に規定する収入は、売上金、農業収入、給与収入、年金収入、雇用保険金、内職、仕送り、不動産収入、一時収入、雑収入、預金利子、配当金、地代、家賃等とし、預金・有価証券等の資産の額も対象とする。
- 3 第1項に規定する収入のうち、2箇月以上の期間ごとに支給されるものについては、各月に分割して収入認定するものとする。
- 4 第1項に規定する支出は、公租公課、社会保険料、仕入代、材料費、人件費等収入に係る経費とし、借入金の返済、仕送り等の額は

対象としない。

(減額)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれにも該当する場合に限り減額することができる。

(1) 規則第14条第1項第2号から第4号に当たるとき。

(2) 申請前3箇月間の平均実収入額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに掲げる保護のための保護金品に相当する金額の合計額（以下「生活保護基準額」という。）以下であり、かつ、世帯主等の預貯金の合計額が生活保護基準額の3箇月以下である場合

2 前項の規定により一部負担金から減額する額は、入院費用のうち医療分についての一部負担金から10,000円を減じ、2分の1を乗じて得た額（100円未満を切り捨てるものとする。）とする。

(免除)

第7条 市長は、申請者が規則第14条第1号に該当する場合は免除することができる。

(徴収猶予)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれにも該当する場合に限り徴収猶予をすることができる。

(1) 規則第14条第2号から第4号に当たるとき。

(2) 申請前3箇月間の平均実収入額が生活保護基準額の120パーセント以下である場合

(減免等の期間)

第9条 減免の期間は、診療期間又は3箇月のいずれか短い期間とする。ただし、当該期間を越えて引き続き減額又は免除を行う必要があると市長が認める場合には、減免の期間を延長することができる。

2 徴収猶予の期間は、6箇月以内とする。

(徴収猶予の納付期限)

第10条 徴収猶予を受けた者は、徴収猶予の期間が経過したのち、通知により指定された期日までに徴収猶予された額を納付しなければならない。

(減免等の取消し)

第11条 市長は、減免等を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免等を取り消し、その旨を当該被保険者に通知するとともに、減免等された額を徴収する。

(1) 事情の変化によって減免等が不適当となった者

(2) 偽りの申請その他不正の行為によって減免等を受けた者

2 減免等の理由が消滅した場合、その理由消滅の日をもって減免等を取り消すものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式 (第4条関係)

収入申告書

一部負担金の徴収猶予及び減免申請に関して、その審査対象月にかかる収入状況を下記のとおり申告します。

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住所

世帯主氏名

⑨

世帯の収支状況…<期間 氏名 年 月～ 年 月> (単位:円)

項目	氏名	年	月	～	年	月	>	(単位:円)
売上金	世帯主							
家賃・間代・損料								
農業収入								
雇用保険金								
仕送り								
給与収入								
年金収入								
収入合計 (A)								
材料費								
仕入代								
光熱水費								
交通・通信費								
税金								
人件費								
外注費								
その他経費								
支出合計 (B)								
差引収入額								
預金等 (C)								
(A-B+C) / 月数								(単位:円)
月平均実収入額								

(所得がない、あるいは少額の場合は、生活状況を記入してください)

別表 (第2条関係)

区分	理由を証明する書類	備考
規則第14条第1項第1号に該当する者	罹災証明書	罹災者台帳、罹災者調査等で確認できる場合には、これをもって代えることができる。
規則第14条第1項第2号に該当する者		
規則第14条第1項第3号に該当する者	罹災証明書	罹災者台帳、罹災者調査等で確認できる場合には、これをもって代えることができる。
	破産証明書	官報の破産公告をもって代えることができる。
規則第14条第1項第4号に該当する者	その他減免等をすべき理由を証明する書類	



第2号様式 (第4条関係)

誓約書

国民健康保険一部負担金の徴収猶予につきましては、猶予期間の経過後、市が指定する期日までに猶予された一部負担金を納付することを誓約いたします。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所 亀岡市 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

第3号様式 (第4条関係)

同意書

国民健康保険一部負担金の減免を受けようとするときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、国民健康保険の職員が調査し、又は銀行、信託会社、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めるとに同意します。

また、国民健康保険の調査または報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて置きます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所 亀岡市 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田中 四郎

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町春日部区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 齋藤 正之

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 伊豆田 金三郎

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 智賢

2 変更年月日

平成24年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大井 美樹

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 勝部 亨

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町南條区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松岡 隆男

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2103-81034

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年4月18日

「揭示済」

亀岡市告示第100号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成24年4月24日から平成24年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月23日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 11188
- 2 路線名 並河3丁目3号線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市大井町並河3丁目41番1先から 亀岡市大井町並河3丁目39番1先まで	前	$\frac{7.00\text{m}}{7.00\text{m}}$	220.00m	
亀岡市大井町並河3丁目41番1先から 亀岡市大井町並河3丁目39番1先まで	後	$\frac{9.00\text{m}}{16.70\text{m}}$	220.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第101号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成24年4月23日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成24年4月24日から平成24年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月23日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 11188
- 2 路線名 並河3丁目3号線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市大井町並河3丁目41番1先から 亀岡市大井町並河3丁目39番1先まで	9.00m 16.70m	220.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 利弘

2 変更年月日

平成24年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「東別院町鎌倉雁松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 古本 唯克

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 佳洋

2 変更年月日

平成24年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 稲川 嗣郎

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 澤井 利好

2 変更年月日

平成24年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 正純

2 変更年月日

平成24年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第108号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山田 隆一

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 美馬 秀二

2 変更年月日

平成24年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 高田 己喜男

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1911-23008

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年4月25日

「揭示済」

## 亀岡市告示第112号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成24年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類、送達を受けるべき者の住所・氏名

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名	
		住 所	氏名または名称
1	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成23年度第4期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成23年度第4期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成23年度第3期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成23年度第4期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成23年度第4期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
13	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
14	督促状 平成23年度第3期・4期分 市府民税	省略	省略
15	督促状 平成23年度第4期分 市府民税	省略	省略
16	督促状 平成23年度第4期分 市府民税	省略	省略
17	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
18	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
19	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

20	督促状 平成23年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
21	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
22	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
23	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
24	督促状 平成23年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
25	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
26	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
27	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
28	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
29	督促状 平成23年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
30	督促状 平成23年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
31	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
32	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
33	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
34	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
35	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
36	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
37	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
38	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
39	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
40	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
41	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
42	督促状 平成23年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
43	督促状 平成23年度第3期・4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
44	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
45	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
46	督促状 平成23年度 軽自動車税(5913512) 軽自動車税(5916392)	省略	省略
47	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略

48	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
49	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
50	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
51	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
52	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
53	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
54	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
55	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
56	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
57	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
58	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
59	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
60	督促状 平成23年度 軽自動車税(0603302) 軽自動車税(0603540) 軽自動車税(0603558)	省略	省略
61	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
62	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
63	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
64	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
65	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略
66	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第113号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年4月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2302-61033

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年4月26日

「掲示済」

訓 令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月10日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市工事請負業者選定事務処理  
要領の一部を改正する訓令

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「会長が」を「、会長が」に改める。

第7条第2項中「委員長が」を「、委員長が」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 当分の間、第4条の2第1項の規定により前年度に認定した等級より下位の等級となる者は、前年度の等級を保持させることができるものとする。ただし、土木一式工事については、連続して3年を限度とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月10日から施行し、平成24年度工事の資格審査から適用する。

## 公 告

亀岡市公告第13号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年4月23日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 工事の概要等

#### (1) 工事番号及び工事名

23教第17号

亀岡市立安詳小学校耐震補強・大規模改修工事（13棟・35棟）＜建築＞

#### (2) 工事場所 亀岡市篠町篠中北裏地内

#### (3) 工事種別 建築一式工事

#### (4) 工事概要

耐震補強及び大規模改修工事 一式

・北校舎耐震補強工事

（鉄骨ブレス増設 2ヶ所）

・大規模改修工事

（北校舎・中校舎：内外装改修）

・渡り廊下改修工事（3ヶ所）

・外構工事

#### (5) 予定価格 226,968,000円

（入札書比較金額216,160,000円）

#### (6) 工 期 契約日の翌日から平成25

年10月31日まで

#### (7) 部 分 払 無

#### (8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の

40%以内 保証事業会社の保証が必要）

#### (9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。なお、中間前金払については、平成24年度においては請求できない。

#### (10) 最低制限価格 採用

### 2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の建築工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(3) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、

そのうち一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

- (4) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 競争入札において、(3)、(4)に該当するこ

とが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

- (6) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において(3)、(4)に該当することが判明したときは、契約を締結しないものとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）



## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年4月23日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成24年4月23日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年4月27日(金) 午前9時から午後5時まで 平成24年5月1日(火) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成24年5月7日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年4月24日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年5月10日(木) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年5月14日(月)	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年5月21日(月) 午前9時から午後5時まで 平成24年5月22日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成24年5月23日(水) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第14号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

24人権第1号

(仮称)

亀岡市立天川文化センター改築工事

(2) 工事場所

亀岡市稗田野町佐伯琴敷地内

(3) 工事種別 建築一式工事

(4) 工事概要

(仮称)

亀岡市立天川文化センター改築工事 一式

・鉄骨造2階建て新築工事

延床面積 987.69㎡ 他付属棟

・外構工事

付帯工事、舗装工事、排水工事、植栽工事、等

(5) 予定価格 366,450,000円

(入札書比較金額349,000,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年3月29日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日

以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(10) 最低制限価格 採用

※ 詳細な設計図書については、平成24年5月7日（月）午後3時から平成24年5月18日（金）までの間（閉庁日、閉庁時間を除く）、亀岡市役所3階契約検査課にて、参加申請のあった特定建設工事共同企業体の代表者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員になることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加

資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加

要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- ※ (1)～(3)については、平成24年5月1日（火）午前9時から平成24年5月2日（水）午後5時までの間（閉庁時間は除く）に、亀岡市役所3階契約検査課まで持参すること。入札参加資格審査結果については、電子入札システムにおける指名通知の送信をもって参加資格があるものとし、指名通知後の入札執行は電子入札システムによって行う。

#### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年4月24日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成24年4月24日（火） 午後1時から ※詳細な設計図書 平成24年5月7日（月） 午後3時から 平成24年5月18日（金） 午後5時15分まで （閉庁日・閉庁時間は除く）	共通事項2のとおり  ※詳細な設計図書 亀岡市役所3階契約検査課 において共同企業体代表者 に配布
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年5月1日（火） 午前9時から午後5時まで 平成24年5月2日（水） 午前9時から午後5時まで	亀岡市役所3階契約検査課 まで持参
入札参加確認通知の送付	平成24年5月7日（月） 午後5時までに電子入札システム により通知。	指名通知をもって競争参加 資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年4月25日（水） 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年5月10日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年5月14日（月）	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年5月下旬予定	指名通知（競争参加資格通知）時に通知する。
開札日時	平成24年5月下旬予定	指名通知（競争参加資格通知）時に通知する。

（注）通知後に開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

## 任免及び辞令

上田正昭

亀岡市の生涯学習によるまちづくり推進にかか  
る亀岡市学術顧問に委嘱します

任期は平成25年3月31日までとします

麻田忠彦

亀岡市土地開発公社理事に任じます

任期は平成24年6月30日までとします

渡邊博己

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委  
嘱します

安久和宏

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通)

浅田晴彦

林 雅彦

亀岡市防災会議委員に委嘱します

林 雅彦

(各 通)

谷口和雄

浅田晴彦

亀岡市国民保護協議会委員に任命します

任期は平成24年8月10日までとします

(各 通)

伊津良樹

湯浅豊

亀岡市国民保護協議会幹事に任命します

任期は平成26年3月31日までとします

荒井昇

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱し  
ます

平成24年4月1日

中山直子

亀岡市防災会議委員に委嘱します

平成24年4月2日

大 棚 吉 一

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は平成24年9月4日までとします

平成24年4月3日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成24年4月11日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

- 1 監査の種類 平成24年度随時監査
- 2 監査の対象 平成23年度末現在の次の棚卸状況について
  - (1) 会計課管理の物品（物品調達基金）
  - (2) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
  - (3) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査実施日 平成24年4月6日（金）
- 4 監査の結果 会計課管理の物品、上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の残高数量を抽出により関係帳簿と突合するとともに、保管状況について監査を実施したところ、棚卸状況は適正であった。

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年4月27日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部                      ウ 桂川・広域交通課                      のどかめロード実費収入において、実費負担額を3箇月ごとに精算し請求しているが、納期限を納入通知書を発する日の月末に設定されていた。                      財務規則には、会計年度単位、月単位又は日単位で定めた収入金以外の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日と定められている。                      規定に基づき適正な事務処理をされた。</p>	<p>規定に則した適正な事務処理とするため、納期限を納入通知書を発する日から14日以内の日に改めた。                      そのことにより、平成24年1月～3月分ののどかめロード実費収入分については、納入通知書発送日を4月11日、納期限を4月24日とした。</p>

「揭示済」



# 教育委員会欄

## 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立安詳小学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立東別院小学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立西別院小学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立曾我部小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立稗田野小学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校医に委嘱します

寺田直人  
 亀岡市立大井小学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校医に委嘱します

中川務  
 亀岡市立川東小学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立亀岡中学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立別院中学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立高田中学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立亀岡幼稚園医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立第2亀岡幼稚園医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立稗田野小学校歯科医に委嘱します

齋藤義裕 亀岡市立本梅小学校歯科医に委嘱します	岡本眞和 亀岡市立詳徳中学校歯科医に委嘱します
藤田幸彦 亀岡市立畑野小学校歯科医に委嘱します	河野弘之 亀岡市立亀岡幼稚園歯科医に委嘱します
細木一成 亀岡市立青野小学校歯科医に委嘱します	小野恒太郎 亀岡市立第2亀岡幼稚園歯科医に委嘱します
遠坂豊 亀岡市立大井小学校歯科医に委嘱します	田原浩 亀岡市立亀岡小学校薬剤師に委嘱します
浦田眞幸 亀岡市立千代川小学校歯科医に委嘱します	栗林高宏 亀岡市立安詳小学校薬剤師に委嘱します
植村正敏 亀岡市立川東小学校歯科医に委嘱します	明石淳 亀岡市立東別院小学校薬剤師に委嘱します
石川清之 亀岡市立保津小学校歯科医に委嘱します	岩田庄司 亀岡市立西別院小学校薬剤師に委嘱します
中村弘之 亀岡市立つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	田原浩 亀岡市立曾我部小学校薬剤師に委嘱します
中川幹也 亀岡市立城西小学校歯科医に委嘱します	武田紗代子 亀岡市立吉川小学校薬剤師に委嘱します
池田利夫 亀岡市立詳徳小学校歯科医に委嘱します	浅井直子 亀岡市立稗田野小学校薬剤師に委嘱します
前田文義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	片山徹 亀岡市立本梅小学校薬剤師に委嘱します
安井明平 亀岡市立亀岡中学校歯科医に委嘱します	小林篤史 亀岡市立畑野小学校薬剤師に委嘱します
泉要佑 亀岡市立別院中学校歯科医に委嘱します	森麻由子 亀岡市立青野小学校薬剤師に委嘱します
市川章 亀岡市立南桑中学校歯科医に委嘱します	岩佐一郎 亀岡市立大井小学校薬剤師に委嘱します
西田幸弘 亀岡市立育親中学校歯科医に委嘱します	浅井直子 亀岡市立千代川小学校薬剤師に委嘱します
坂井知明 亀岡市立高田中学校歯科医に委嘱します	重田喜美子 亀岡市立川東小学校薬剤師に委嘱します
中川博友 亀岡市立東輝中学校歯科医に委嘱します	寺田希久子 亀岡市立保津小学校薬剤師に委嘱します
吉田龍兒 亀岡市立大成中学校歯科医に委嘱します	中西暢之 亀岡市立つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
	脇坂啓史 亀岡市立城西小学校薬剤師に委嘱します

和田康嗣  
 亀岡市立詳徳小学校薬剤師に委嘱します

明石淳  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します

小澤慎也  
 亀岡市立亀岡中学校薬剤師に委嘱します

池田将吾  
 亀岡市立別院中学校薬剤師に委嘱します

田原浩  
 亀岡市立南桑中学校薬剤師に委嘱します

森麻由子  
 亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子  
 亀岡市立高田中学校薬剤師に委嘱します

安達整実  
 亀岡市立東輝中学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美  
 亀岡市立大成中学校薬剤師に委嘱します

宮里輔  
 亀岡市立詳徳中学校薬剤師に委嘱します

栗林高宏  
 亀岡市立亀岡幼稚園薬剤師に委嘱します

田原浩  
 亀岡市立第2亀岡幼稚園薬剤師に委嘱します

平成24年4月1日

# 選挙管理委員会欄

## 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成24年4月17日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 選挙の期日 平成24年4月24日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 33人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市 余部地区	11人
第2選挙区	安町	5人
	追分	
	荒塚	
第3選挙区	下矢田	9人
	中矢田	
	上矢田	
第4選挙区	古世	8人
	三宅	
	保津町	

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

平成24年4月24日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年4月17日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	八田良象
第2選挙区	省略	吉田範郎
第3選挙区	省略	中村忠司
第4選挙区	省略	田中義雄

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	福井恒治
第2選挙区	省略	矢田順司
第3選挙区	省略	中村正一
第4選挙区	省略	関本孝一

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	福井恒治
	省略	松尾眞光
第2選挙区	省略	矢田順司
	省略	上田義照
第3選挙区	省略	中村正一
	省略	菱田光紀
第4選挙区	省略	関本孝一
	省略	乾育藏

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

平成24年4月24日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成24年4月17日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市亀岡土地改良区事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

平成24年4月24日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成24年4月17日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市亀岡土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市亀岡土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	亀 岡 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

平成24年4月24日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年4月24日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	石野 淳 士
	省略	石野 隆 司
	省略	石野 博
	省略	福井 義 彦
	省略	桑原 勝 彦
	省略	藤村 吉 次
	省略	中澤 尚 久
	省略	福井 光 治
	省略	横川 隆 夫
	省略	石野 正 三
	省略	四方 雅 美
第2選挙区	省略	坂本 元 男
	省略	澤田 喜久雄
	省略	明田 好 市
	省略	八木 繁
	省略	石野 哲 夫
第3選挙区	省略	鹿田 定 男
	省略	渡邊 良 一
	省略	桂 喬 茂
	省略	石田 至
	省略	森 信 夫
	省略	梅原 啓 三
	省略	大槻 松 平
	省略	岩森 保 文
	省略	井上 潔

第4選挙区	省略	竹内 佳 昭
	省略	福井 啓 二
	省略	梅田 啓 史
	省略	塩野 秀 男
	省略	前川 芳 夫
	省略	吉田 勇 治
	省略	安川 正 男
	省略	岩本 信 晴

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

平成24年4月24日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年4月24日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	石野 淳 士
	省略	石野 隆 司
	省略	石野 博
	省略	福井 義 彦
	省略	桑原 勝 彦
	省略	藤村 吉 次
	省略	中澤 尚 久
	省略	福井 光 治
	省略	横川 隆 夫
	省略	石野 正 三
	省略	四方 雅 美
第2選挙区	省略	坂本 元 男
	省略	澤田 喜久雄

第2選挙区	省略	明 田 好 市
	省略	八 木 繁
	省略	石 野 哲 夫
第3選挙区	省略	鹿 田 定 男
	省略	渡 邊 良 一
	省略	桂 喬 茂
	省略	石 田 至
	省略	森 信 夫
	省略	梅 原 啓 三
	省略	大 槻 松 平
	省略	岩 森 保 文
第4選挙区	省略	井 上 潔
	省略	竹 内 佳 昭
	省略	福 井 啓 二
	省略	梅 田 啓 史
	省略	塩 野 秀 男
	省略	前 川 芳 夫
	省略	吉 田 勇 治
	省略	安 川 正 男
	省略	岩 本 信 晴

「揭示済」

## 公平委員会欄

### 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

亀岡市公平委員会

委員長 松本貞男

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「、企画政策課員（主任に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市公平委員会告示第2号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月18日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

- 1 登録団体  
亀岡教職員組合  
代表者役職氏名 執行委員長 福嶋儀治  
(主たる事務所所在地)  
亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館
- 2 登録年月日 平成24年4月18日
- 3 登録番号 平成24年公平第3号

「揭示済」

## 亀岡市公平委員会告示第3号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月18日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

- 1 登録団体  
亀岡市職員組合  
代表者役職氏名 執行委員長 岸田 浩  
(主たる事務所所在地)  
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成24年4月18日
- 3 登録番号 平成24年公平第4号

「揭示済」

## 亀岡市公平委員会告示第4号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月18日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

- 1 登録団体  
亀岡市職員連絡会  
代表者役職氏名 会長 山内真里  
(主たる事務所所在地)  
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成24年4月18日
- 3 登録番号 平成24年公平第5号

「揭示済」



# 上下水道部欄

## 告示

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市上下水道部広告掲載要綱（平成22年  
亀岡市上下水道部告示第15号）の一部を次の  
ように改正する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次  
に次の1号を加える。

(9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第6号に掲げる暴力団員である者又は法第2条第2号に掲げる暴力団の利益となる行動を行う者が、掲載しようとするもの。

第4条ただし書を削る。

第8条第1項第2号中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改め、同条第4項中「上下水道総務課」を「営業課」に改める。

第11条中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 委託の相手方

東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号

地銀ネットワークサービス株式会社

提携コンビニエンスストア

エブリワン くらしハウス

ココストア コミュニティ・ストア

サークルK サンクス スパー北海道

スリーエイト スリーエフ 生活彩家

セイコーマート セーブオン

セブン-イレブン デイリーヤマザキ

ファミリーマート ポプラ

ミニストップ  
ヤマザキデイリーストアー ローソン  
MMK設置店

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成24年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成24年4月18日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
261	栄建設株式会社	代表取締役 堤 輝明	亀岡市馬路町小松ヶ鼻19番地の5

「揭示済」

## 公 告

亀岡市上下水道部公告第4号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第5条の規定に基づき、平成24年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 賦課対象区域

古世町（西向林）、荒塚町（鍛冶ヶ嶋）、曾我部町春日部（大谷・西山田） 中（中小路・長瀬・宮ノ前） 寺（講殿・西川・桧尾） 法貴（上殿垣内・茶屋上又・茶屋下又）、吉川町吉田（中天田）、稗田野町佐伯（岩谷ノ内稲荷谷・岩谷ノ内墓野・浦亦・源ノ坊・西勝寺・三重代・下峠・大門・墓野・水戸後） 太田（砂木原・土井ノ上・丸橋・溝ノ向・森・矢ノ田） 鹿谷（加茂・中村） 柿花（三十代・中道・吉岡・北ノ久保・畑ケ中） 奥条（大東・門田）、大井町並河（観並）、千代川町小林（下戸）、篠町馬堀（東垣内）の各一部

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

男性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 44,000 (2,095)
		内視鏡	1回 44,000 (2,095)
		ペプシノーゲン	1回 39,330 (1,872)
女性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 44,000 (2,095)
		内視鏡	1回 44,000 (2,095)
		ペプシノーゲン	1回 44,000 (2,095)

」

を

「

男性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 44,000 (2,095)
		内視鏡	1回 44,000 (2,095)
女性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 44,000 (2,095)
		内視鏡	1回 44,000 (2,095)

」

に改める。

別記様式中「亀岡市病院事業管理者 様」を「(宛先) 亀岡市病院事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市立病院告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成24年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

- 1 委託の相手方  
京都市下京区四条通東洞院東入立売西町  
60 日本生命四条ビル8F  
株式会社日本医療事務センター京都支社
- 2 委託期間  
平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

「揭示済」